

平成29年度用

学校教育の重点目標

# 指導の指針

【平成28年度～37年度】

山形市教育委員会

# 山形市民憲章

わたくしたちは、樹氷とべに花の里、山形市民です。誇りと責任をもって五つの誓いをいたします。

- 1 すすんでまちづくりに参加し、明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、親切であたたかいまちをつくります。
- 3 働くことに喜びをもち、活気あるまちをつくります。
- 4 自然を愛し、緑と水のきれいなまちをつくります。
- 5 老人にはやすらぎ、若者には夢のあるまちをつくります。

## めざす将来都市像

### みんなで創る「山形らしさ」が輝くまち

#### まちづくりの理念

私たちのまち山形市は、東と西に仰ぎ見る身近で美しい山々、市街地と田園が共存する景観、馬見ヶ崎川をはじめとした河川の清らかな流れなど豊かな自然に育まれながら、古くから城下町として栄え、山形城跡などの歴史の骨格を今に伝えつつ、食に代表される固有の生活文化を育て、現在まで県都としての多様な都市機能や産業を集積してきました。そうした自然や歴史・文化の中で、思いやりや支えあう心で地域社会がつくられています。

これらは、先人から受け継いできた市民共有の貴重な財産であり、本市固有の「山形らしさ」と言えるものです。これらが継承された背景には、昔から地域を大切に思う心があります。

私たちは、先人から受け継いだ「山形らしさ」を、暮らしやすさや、まちの活力といった点から、磨きをかけ、さらに魅力を付け加え、そうした営みを、世代を越えて循環させていきます。

そのためには、地域を大切に思い、まちづくりを担う人づくりが大切です。とりわけ子どもたちは、「山形らしさ」を継承し、次代を支える「人財」であることから、健やかな子どもたちの育成に力を入れていきます。

このような基本理念に基づき、豊かな自然や歴史・文化といった環境を守り育て、産業・経済活動を発展させながら、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を創ることを私たちの責務とし、「環境」「産業・経済」「地域社会」の3つの視点から、持続可能なまちづくりに取り組みます。

# 山形市教育大綱

平成28年11月

## 山形市教育大綱策定にあたって

山形市長 佐藤 孝弘

このたび、山形市における教育の振興に関する基本的な方針として「山形市教育大綱」を策定いたしました。

この大綱は、教育の原点である「人づくり」を中心に据え、先人から受け継いだ郷土の「山形らしさ」を大切にしながら、その良さを継承し、発信していける人財の育成を柱として、山形市がめざす教育の基本となる理念や方針をまとめたものです。

今後は、本大綱を踏まえた各種計画や施策の推進により、さらなる教育の振興・発展を図ってまいります。

## 基本理念

郷土を誇りに思い

いのちが輝く 人づくり

～山形らしさの継承 発展 そして発信～

先人から受け継いだ郷土の「山形らしさ」に市民一人ひとりが誇りをもちながら、学びを通じてその良さを継承、発展させていくことをめざします。

自分の生命や存在をかけがえのないものと感じ、他の生命や存在も大切にしながら、みんながいのちを輝かせ、生きる喜びを実感できる教育を推進します。

そして、広いかかわりの中で、グローバルな視点からものごとを考え、山形の良さを発信していける人財の育成をめざします。

※人財……「人は大切な財産」であるとの考えから、「人材」を敢えて「人財」と表現しています。

## 基本方針

- 1 「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育てる教育を推進し、自ら意欲をもって学び、より良い社会を築く子どもを育成します。
- 2 子ども・家庭・地域・学校の深い「信頼」関係を土台とした、「感動」を引き出す教育、「感謝」の気持ちを育てる教育を実践し、魅力ある学校をつくります。
- 3 地域の特色・歴史・文化を深く理解しつつ、世界における山形市を意識して行動できる広い視野を持った人財を育成します。
- 4 子ども的人格形成の基盤である家庭と、幼稚園・保育所等・学校、そして地域が、それぞれの役割を果たし連携・協働することによって、教育力の向上と地域社会の活性化をめざします。
- 5 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を抱える子どもに対し、きめ細やかで途切れのない指導や支援を行うことによって、将来の自立やいきいきとした社会参加をめざします。
- 6 郷土に誇りを持ち、地域とかがわり合いながら生涯にわたって学び続け、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、健やかな心と体を保ち続けようとする人財を育成します。

## 揺るぎない理念とともに

数多くの分野においてグローバル化のスピードは加速されつつあります。経済や金融、情報、環境などの分野ではその必要性が容易に理解できます。しかし一方では、グローバル化がもたらす闇の部分も存在することは否定できません。その最たるものが政治・経済分野での複雑さや流動性がもたらす、不確実性です。

さて、教育界においては、どうでしょうか。世の中があまりにもめまぐるしく動き、変革の嵐が吹きすさぶようになると、ややもすれば教育の本質は何かということを見失いがちになります。科学や技術の進歩が、並の人間では追いつけないほどのスピードと複雑さをもつようになり、そこにさらに「不確実性」が加わる時、人間の思考は混乱し心身のバランスを保つことが難しくなってきます。

このような時こそ教育が機能する時です。しかも安定感のある教育でなければなりません。人類が築き上げた文化の基礎基本と普遍の価値を確実に次世代に伝達し、自らの頭脳でよく考え、判断し行動できる人間を育まなければならないのです。ここに教育が果たさなければならない使命があり、その本質があります。

山形市教育委員会では、平成28年度から10年間の山形市の学校教育の在り方を見通して、「山形市教育大綱」及び「山形市教育基本計画」のもと、教育基本法等の改正や新学習指導要領改訂に向けた動き、山形県第6次教育振興計画の実施等の国・県の教育施策を踏まえ、「学校教育の重点目標 指導の指針」について必要な改訂を行いました。基本理念「感動」「感謝」「信頼」、めざす子ども像「豊かな心・確かな学力・健やかな体をもつ、知性と品性にあふれる子ども」、そして、めざす学校像「感動・感謝・信頼にあふれた学校」については、山形市の教育の根幹として継承してまいります。

人や自然とのかかわりの中で生まれる「感動」は、自ら学び高まろうとする意欲と生きるエネルギーを生み出します。また、多くの人や自然、文化や歴史などとの豊かなかかわり合いを通して生まれる「感謝」の念は、自他を大切に作る心を育みます。そして、心を通い合わせ高め合う中で生まれる「信頼」は、人々と共に生きる喜びを感じさせます。これらは、いかなる大きな変化の波が訪れようとも左右されない、山形市学校教育の揺るぎない理念です。

各学校は、折に触れこの「学校教育の重点目標 指導の指針」に立ち返り、揺るぎない理念のもと、教職員一人一人の情熱と組織的な実践によって、山形市学校教育がめざす子ども像・学校像を実現していきます。そして、市教育委員会は、学校を支援し、共に努力してまいります。

山形市教育委員会

# も く じ

## 山形市学校教育指導の指針

重点目標構想図	1
基本的な考え方	2
教職員の資質能力向上	4

## 学校を創る3つの重点と主な取組

### I 魅力ある学校づくり

主体的・協働的・創造的に学ぶ	
授業づくりの推進	6
価値ある豊かな体験活動の充実	9
時代の変化に対応した教育の推進	10
(国際理解、環境・福祉、情報、科学・技術)	
教職員研修の充実と指導力の向上	14

### II 安全・安心の学校づくり

「生きる力」の基盤をつくる	
健康教育の推進	16
生命を守る安全教育の徹底と	
防災教育の推進	18
心を育てる教育の充実	20
(道徳教育、読書活動、学級経営)	
生徒指導・教育相談体制の充実	24
(いじめ防止、不登校対策)	
一人一人の教育的ニーズに応える	
特別支援教育の充実	32
子どもの人格を尊重する	
学校づくりの推進	36

### III 連携による教育の充実

「チーム学校」の推進	38
学校間・校種間の連携	39
家庭・地域との連携	40

## 各教科等の指導の指針

共 通	41
国 語	42
社 会	42
算数、数学	43
理 科	43
音 楽	44
図画工作、美術	44
体育、保健体育	45
家庭、技術・家庭	45
外国語活動、外国語(英語)	46
生 活	47
特別の教科である道徳	47
総合的な学習の時間	48
特 別 活 動	48

## 各種教育施設・学校教育関係主要事業・年間計画

山形市総合学習センター	50
山形市理科教育センター	51
山形市教育情報	
ネットワークシステム	52
適応教室「風」	53
山形市少年自然の家	54
学校教育関係の主な日程	55
平成29年度 主要事業年間計画	57
山形市民の歌	63

# 山形市学校教育指導の指針[平成28～37年度]

山形市教育大綱・山形市教育基本計画

『郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり』

～ 山形らしさの継承 発展 そして発信 ～

## 山形市学校教育の基本理念

### 「感動」「感謝」「信頼」

- ◇人や自然の営み、生きていることへの感動
- ◇多くの人や自然に、生かされ支えられていることへの感謝
- ◇子ども・家庭・地域・学校の深い信頼関係

### めざす子ども像

豊かな心・確かな学力・健やかな体をもつ、知性と品性にあふれる子ども

### めざす学校像

感動・感謝・信頼にあふれた学校

## 学校を創る3つの重点と主な取組

### I 魅力ある学校づくり

- 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進
- 価値ある豊かな体験活動の充実
- 時代の変化に対応した教育の推進(国際理解、環境・福祉、情報、科学・技術)
- 教職員研修の充実と指導力の向上

### III 連携による教育の充実

- 「チーム学校」の推進
- 学校間・校種間の連携
- 家庭・地域との連携

### 教職員の資質能力向上

教職に対する強い情熱

総合的な人間力

教員としての専門的な力量

### II 安全・安心の学校づくり

- 「生きる力」の基盤をつくる健康教育の推進
- 生命を守る安全教育の徹底と防災教育の推進
- 心を育てる教育の充実(道徳教育、読書活動、学級経営)
- 生徒指導・教育相談体制の充実(いじめ防止、不登校対策)
- 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
- 子どもの人格を尊重する学校づくりの推進

# 基本的な考え方

## 学校教育の基本理念

山形市教育委員会は、これまで掲げてきた「感動」「感謝」「信頼」の基本理念を継承し、これからの山形市の学校教育を推進する。

### ◇人や自然の営み、生きていることへの感動

人や自然の営み、生きていることへの感動を引き出す教育は、「いのちの教育」そのものであり、豊かな心の根底をなすものである。人や自然の営みの中で、体験を通じた実感のある学びから生まれる感動は、生きるエネルギーを生み出し、自ら学ぶことへの内発的な動機付けとなる。また、感動は畏敬の念を生み出し、人々に謙虚さを呼び起こす。それは、人や自然、そして、生きることに對しての謙虚な心と態度を児童生徒に育てるとともに、物事に対する興味・関心や探求する意欲を高め、創造的な生き方の基盤をつくる。

### ◇多くの人や自然に、生かされ支えられていることへの感謝

生かされ支えられていることへの感謝の念は、人や自然、そして、多くの物事との豊かなかかわりの中で育まれる。感謝の念は、自己本位な見方や考え方を排し、多様な見方や考え方を育て、互いの違いを認め尊重する心情と態度を醸成する。さらに、自分のよさを見つめ、広げるとともに、相手を思いやって共に生きる心を育む。

### ◇子ども・家庭・地域・学校の深い信頼関係

「感動・感謝」の心を育てるためには、学校をはじめ、家庭や地域において、価値ある豊かな体験を通し、学びの質を高め、深める必要がある。そのためには、子ども・家庭・地域・学校の信頼関係を深めることが不可欠であり、風土としての教育環境づくりの醸成が必要である。

家庭は子育ての中核の場として、地域は郷土への愛着と誇りを育てる場として、学校は計画的、意図的、調和的な教育の場として、それぞれの役割を果たすとともに連携・協働し、互いに補い合い、強化し合うことが求められる。

## めざす子ども像

山形市教育委員会は、山形市学校教育の基本理念のもと、山形市の学校教育において育成すべきめざす子どもの姿を「**豊かな心・確かな学力・健やかな体をもつ、知性と品性にあふれる子ども**」として掲げる。

## めざす学校像

感動・感謝・信頼にあふれた学校の中では、生き生きとした眼差しとはつらつとした表情で学ぶ子どもたちの姿があふれる。山形市教育委員会は、めざす子ども像に迫るために、「**感動・感謝・信頼にあふれた学校**」をめざす学校の姿として掲げる。



---

---

## 学校を創る3つの重点と主な取組

---

---

「感動・感謝・信頼にあふれた学校」を実現し、めざす子ども像に迫るために、「**教職員の資質能力向上**」を図りながら、次の3つの重点と13の主な取組を掲げ学校づくりを進める。

### 学校を創る3つの重点

#### I 魅力ある学校づくり

一人一人が夢や希望をもち、個性を発揮しながら生涯にわたって主体的・協働的・創造的に学び、行動し、共に未来を切り拓いていくことができるような、知性と品性にあふれる子どもの育成のために、学校教育の充実を図り、潤いと活力に満ちた魅力ある学校づくりを進める。

##### <主な取組>

- 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進
- 価値ある豊かな体験活動の充実
- 時代の変化に対応した教育の推進（国際理解、環境・福祉、情報、科学・技術）
- 教職員研修の充実と指導力の向上

#### II 安全・安心の学校づくり

学校生活が子ども一人一人にとって有意義かつ充実したものになるように、また、子どもの豊かな心と健やかな体を育むとともに、子どもが自ら安全に行動する能力を育成するために、安全で安心な学校づくりを進める。

##### <主な取組>

- 「生きる力」の基盤をつくる健康教育の推進
- 生命を守る安全教育の徹底と防災教育の推進
- 心を育てる教育の充実（道徳教育、読書活動、学級経営）
- 生徒指導・教育相談体制の充実（いじめ防止、不登校対策）
- 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
- 子どもの人格を尊重する学校づくりの推進

#### III 連携による教育の充実

家庭は子どもの人格形成の基盤であり、地域とのかかわりは子どもたちの人格形成を豊かなものにする。子どもたちの健やかな成長が図られるよう、学校と家庭、地域が連携し相互信頼を築き、それぞれの役割を果たしながら、子どもたちを育む教育風土をつくることを進める。

##### <主な取組>

- 「チーム学校」の推進
- 学校間・校種間の連携
- 家庭・地域との連携

# 教職員の資質能力向上

子どもを取り巻く環境や学校がさまざま変化する中で、学校教育に求められるものも多様化している。こうした変化に柔軟にかつ適切に対応し、一人一人の子どもに生きる力を育てていくために、教職員の資質能力の向上を図ることが肝要である。山形市では、教職員に必要な資質能力を以下のように捉え、その向上を図りながら、「感動・感謝・信頼にあふれた学校」づくりを推進していく。

## 教職員に求められる資質能力とは

教職員に求められる資質能力として、「教職に対する強い情熱」「教員としての専門的な力量」「総合的な人間力」の3つをあげる。それぞれの主な要素は下の表のように考えている。

### 【教職に対する強い情熱】

- |           |   |                                  |
|-----------|---|----------------------------------|
| ① 強い使命感   | … | 教育職という職責の重要性を自覚し、その自覚に基づいて行動する意識 |
| ② 教育的な愛情  | … | 児童生徒一人一人の豊かな成長を願う思い              |
| ③ 継続的な向上心 | … | 教師として常に前向きに物事を捉え、向上しようとする意欲・態度   |

### 【教員としての専門的な力量】

- |           |   |  |
|-----------|---|--|
| ① 児童生徒理解力 | … | 児童生徒の心理や行動について理解する力                      |
| ② 学習指導力   | … | 児童生徒が分かる授業をつくり、学力を高める指導力                 |
| ③ 生徒指導力   | … | 児童生徒個々を育てるとともに、集団を育てる力                   |
| ④ 特別支援教育力 | … | 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばす力       |
| ⑤ 課題解決能力  | … | 現状における問題を分析し課題を解決するとともに、新しい教育課題に適切に対応する力 |

### 【総合的な人間力】

- |               |   |                             |
|---------------|---|-----------------------------|
| ① 豊かな人間性や社会性  | … | 感動する心、感謝の念をもち、まわりとの信頼関係を深める |
| ② 協調性や協力性     | … | 同僚と力を合わせて助け合い、組織的に対応する      |
| ③ コミュニケーション能力 | … | 相手の思いを正しく受け止め、自分の思いを適切に伝える力 |

☞ P36「子どもの人格を尊重する学校づくりの推進」参照

これらの資質能力を向上させるためには、様々な研修に積極的に参加することや、職場内で管理職の助言や同僚との意見の交換など、自ら学び続ける教員として日々精進していくことが重要である。

〈学校を創る重点〉

# I 魅力ある学校づくり

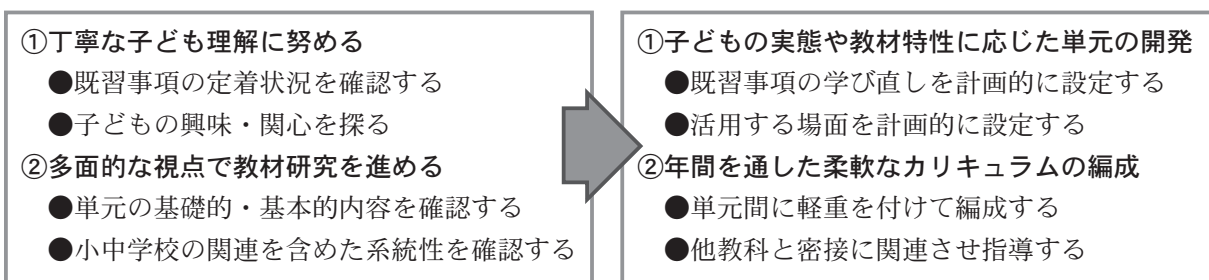
# 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進

変化の激しい時代を乗り越え、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力（課題解決力）を育成するために、「何をどれだけ学ぶか」という知識の質や量の吟味に加え、「どのように学ぶか」という学びの質を高める指導方法を吟味することが重要になる。

## 1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりに向けて

### (1) 「何をどれだけ学ぶか」 — 単元で学ぶ知識の質や量を吟味する —

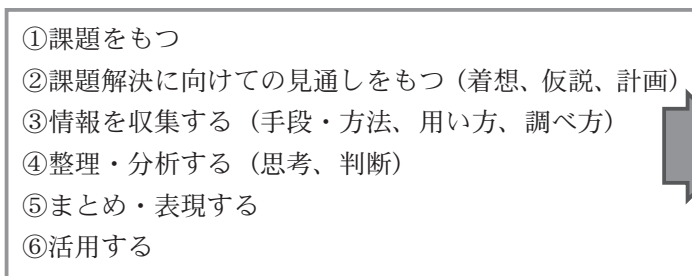
指導内容は指導要領に準拠するが、子ども理解や教材研究により、「目の前の子どもに合う」単元、「育てたい子どもの姿を実現する」単元につくり上げていく。



### (2) 「どのように学ぶか」 — 学びの質を高める学習過程の改善 —

右のような学習過程を繰り返しながら、**課題解決力**を一人一人の子どもに身に付けさせていく。**(具体的な授業像は、次ページに示す)**

また、個に応じた授業をつくるためにユニバーサルデザインの



の視点を積極的に取り入れたり（☞P8 参照）、集団での学びを成立させるために発達段階に応じた学習規律を身に付けさせたりすることも忘れてはならない。

## 2 学び続ける子どもの姿を求めて

学習は、次時へ連続したり、他の単元や教科、実生活の中に拡がっていったりすることが理想である。学び続ける子どもの姿を実現するために、以下の視点を大切にしていく。

- (1) 子どもが単元全体の見通しをもって取り組むことができるような工夫をする。
- (2) 指導と評価の一体化を図り、充実感や達成感を味わわせる授業をつくる。
  - ① 教師と子どもが授業のねらいを共有し、目的意識を持って学習を進める。
  - ② 次への課題をもたせるために、振り返る活動（自己評価と相互評価）を取り入れる。
  - ③ 評価問題を自作するなど、授業づくりと一体となった評価方法を工夫する。
- (3) 子どもの実態に合わせて、家庭学習や長期休業中の課題や内容、学習の進め方について、教職員で共通理解を図り、家庭と連携しながら進める。
- (4) 専門家を招いて本物に触れる機会を設定したり、実体験を伴う場面を取り入れたりするなど、子どもの夢やあこがれが膨らむ授業づくりに努める。
- (5) 学んだことが生活と結び付いていることや、生活をより豊かにする可能性を実感することができるように指導を工夫する。

## 1(2) 課題解決力を育てる授業（共通実践事項）

	授業の流れ	主な授業づくりの視点	指導の留意点
学ぶ意欲が高まる導入	目標を示す  <b>【短く】</b>	子どもの学びを保障する 課題の質の吟味 課題設定・提示の工夫  課題解決に向けた見通しの共有	○深い思考で解決できる課題の質を確保する。教科の本質から、どのようなもの <span style="font-size: small;">の見方・考え方を育てるか</span> 明確にする。 ○子どもの主体的な学習を実現するため、下の2点から課題の設定・提示を工夫する。 ①子ども自らが発見・設定した課題を取り上げる。 ②子どもの知的好奇心をかき立てる導入を工夫する。 （学習の対象との出会い） ○課題解決への見通しをもたせる。「何をするのか」「どのように考えるのか」「何ができればよいか」など、答えの見通し、方法の見通しを適切にもたせる。（課題の難易度と達成感のバランス）
学びの広がりや高まりのある展開	考えを引き出す つなげる 深める  <b>【たっぷり】</b>	子どもが五感を使って精一杯考え表現する活動の設定  ねらいを明確にした必要感のある交流  適切な言語活動  学習の流れが分かる板書	○教科の本質を学ぶ楽しさに十分触れることができるような展開を工夫する。 ○子どもが、もてる力のすべてを発揮しながら考え、表現することができるような場を設定し、時間を確保する。 ○資料の調べ方や資料を使った発表の仕方を身に付けさせる。 ○教師の出番を的確に判断し、授業を活性化させる。 ①指示の工夫…考える視点や発表時の吟味する観点など ②発問の工夫…考えを引き出す、考えを深める発問など ③個に応じた適切な支援の工夫…多様な学習方法や学習形態（個別指導、適切なグルーピング）など ○捉え方や考え方の違いをもとに、交流を組織する。 ①根拠をもち、気付きや自分の考えを適切な言葉で表現し、相手意識をもって伝えることができるようにする。 ②学びの広がりや高まりが生まれるようにコーディネートする。（適切な教師の出番） ○子どもの思考や問題解決の過程が見え、しかも、学んだことをしまって取り出し易いように板書の構造化を図る。
学びの高まりを実感する終末	振り返る活動を入れる  <b>【しっかり】</b>	目標に対して整合性のあるまとめ 学んだことの振り返り  基礎・基本の定着  新しい課題の気付き	○自己評価と相互評価を有効に取り入れた振り返りの場を設定し、学習内容の定着と次への学習意欲の向上を図る。 ①課題を解決するために有効だった「ものの見方・考え方」や「学び方」について焦点化する。 ②自己評価により、自己の高まりを実感させたり、次への挑み方を決定させたりする。 ③相互評価により仲間と学び合うよさを実感させる。 ○類似問題や発展問題などを通し、基礎・基本の定着を図るとともに、学んだことの有用性を実感させる。 ○新たな自分の課題を見付けたり、発展的に考えたりできるように支援する。

◆ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりになっていますか？◆

視点	支援や配慮のポイント	日常	単元	本時
授業の構成	① 単元や本時の初めに、学習の流れを提示し、見通しをもって取り組めるようにしている。			
	② 教科書、ノートやファイル、学習用具の準備について指導している。			
	③ 導入では、興味・関心を高め、動機づけを図る工夫をしている。			
	④ わかりやすく主体的に取り組めるような課題設定を行っている。			
	⑤ 自力解決のための思考の手がかりを持たせている。			
	⑥ 展開では、主体的な学びを保障するための学習活動の時間配分を工夫している。			
	⑦ ペア、グループ、一斉学習など、ねらいに応じて様々な学習の形態を工夫している。			
	⑧ 集中力を高めたり気分を切り替えたりする活動を取り入れるなどの工夫をしている。			
	⑨ まとめでは、「わかった」などの満足感・達成感を実感できる活動を工夫している。			
話し方等	① 子どもの頑張りを認め、肯定的な表現で話しかけている。			
	② 話し始める前に、興味を引く工夫をしている。(タイミング、立つ位置、前置きなど)			
	③ 全体への発問や指示、個別の声かけや確認などの支援の仕方を工夫している。			
	④ 子どもにわかりやすい発問や指示になるように工夫している。(一文で一つの動作等)			
板書等	① 授業の流れや内容がわかるように板書の構成を工夫している。			
	② 教室の後ろの子どもからも見えるような文字の大きさ、行間にしている。			
	③ 大事なところがわかるように工夫して示している。(色、囲み、記号、掲示物の活用等)			
	④ ノートに取りやすい板書の仕方を工夫している。(スピード、タイミング、間など)			
	⑤ ノートの取り方やファイルの整理の仕方を指導している。			
教材・教具	① 提示内容をよりわかりやすくするための教材・教具を工夫している。(ICT機器の活用など)			
	② 子どもの発達段階に応じて、材料、道具、用具を準備して活用している。			
	③ 学習で使うプリントやワークシートは、読みやすく書きやすいように工夫している。			
	④ 子どもの実態に合わせた対応ができるような教材を準備している。(基礎や応用、発展など)			

☞ 山形県教育センター「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」参照

# 価値ある豊かな体験活動の充実

都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、人とのかかわりや社会・自然などと直接触れ合う様々な体験の機会が少なくなっている。しかし、これらの体験は、子どもたちの豊かな成長にとって欠かせない大切なものである。

このことから、子どもたちの「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うために、価値ある豊かな体験活動の充実が求められている。

## 1 発達段階に即した体験活動の位置付け

自然体験活動、福祉活動、奉仕活動、職場体験活動等の様々な体験活動は、特定の教科等や学級での取組にとどまらず、教育課程上、独自のねらい、活動計画、評価計画をもち、継続的かつ系統的な教育活動として明確に位置付け、体験活動を「知」の総合化につなげることが必要である。

児童生徒の発達段階を考慮して目的や内容を十分吟味し、小学校では、多様な体験活動を通して徐々に自分の視野を広げさせ、中学校では、実社会に目を向けた体験活動を推進する。活動を通して学んだ充実感や達成感を感じることができるよう、成功体験や試行錯誤する体験を意図的に経験させていくことが大切である。

また、中学校の職場体験学習においては、望ましい勤労観や職業観を育成できるようにする。

## 2 体験活動の質を高めるための工夫

体験活動の質を高めるためには、系統的な事前・事後指導が必要である。事前指導では、活動の目的や内容について十分な理解を図り、事後指導においては、活動を通して学んだことを発表や話し合い等により共有できるようにする。

また、児童生徒の多様な発想を生かした適切な課題を設定し、児童生徒の主体性を生かした自主的・実践的な学びを活動全体において重視することで、目的意識をもった意欲的な活動を促す。そのためにも、活動に余裕をもたせ、子どもたちが自分で考え、判断・選択し、行動できる時間を確保し、教職員や指導員が「かかわるべき範囲」と子どもに「任せる範囲」を見極めながら指導・支援を行う。

## 3 地域や関係機関と連携した体験活動の推進

各学校では、これまで、体験活動の充実のために校内指導体制の確立に取り組んできた。家庭や地域との連携も深まり、各学校独自の体験学習が展開されるようになってきている。これからも、地域を学びの場として、地域の素材や人材などの情報を積極的に収集しながら指導体制の充実を図っていく。そして、体験活動の成果や意義を学校と地域が共有し合って、児童生徒の実態と地域の実情に応じた新たな体験活動の開拓にも努める。

また、安全対策を含め地域や関係機関との連携をさらに深め、学校間・校種間の調整を図りながら、地域社会全体が協働で子どもたちを育てる体制づくりを推進する。

学校外においても児童生徒が様々な体験活動に進んで取り組むことができるように、総合学習センターや少年自然の家、公民館などを積極的に活用していく。

# 時代の変化に対応した教育の推進（国際理解）

国際理解教育の基本は、人種や性別、文化・風俗・習慣にかかわらず、違いを認め合いながら互いに尊重し合い、公正な考えや判断のもと、平等・対等な立場で人とのかかわることのできる態度を培うことである。そのために、互いを正しく理解し合うためのコミュニケーション能力を身に付けさせることが重要である。

## 1 世界の中の日本人・世界の中の山形人への意識の涵養

他国の文化・風俗・習慣を理解し、互いに尊重し合うためには、その前提として、自国の伝統と文化を正しく理解し尊重する知識・能力・態度を育成しなければならない。自国の理解のスタートは身近な地域の理解であり、発段階階に応じて、身近なものから範囲を広げていき、郷土や自国の文化に誇りをもたせていくことが大切である。そして、自分とのかかわりの中で、日本をはじめ世界の動きや自然・文化等を見つめ、世の中の様々なものへの関心を高めていく。このような教育活動を通して、グローバルな視野から、よりよい郷土を創り上げていこうとする態度を育成していく。

## 2 コミュニケーション能力の育成

互いを理解し合い関係を築いていく上で最も大切なことは、臆することなくコミュニケーションを図ろうとする意欲と態度である。コミュニケーションを図る方法は、言語に限らず身体表現等様々ある。しかし、今後、より広く多様な人々とかかわっていくためには、相手との言葉による対話を通して理解を深め合うことが必要である。学校においては、日頃から自分の気持ちや考えを言葉にして表現させるとともに、相手の言葉を丁寧に受け止め、理解しようとする態度を育むことが大切である。このような態度は、外国語教育や総合的な学習の時間をはじめ、各教科や領域の中で、意識的に場面や機会を工夫し、体系的・継続的な指導で育成していく。

## 3 豊かな人間関係づくり

違いを認め合い、互いに尊重し合う態度や公平・公正な判断力を養う土台は、人間関係づくりにある。人間関係の基礎となる、日常生活の中での多様な人々とかかわりを通して、豊かな人間関係を築いていく力を育てていくことが大切である。学級づくりをはじめ、教科・道徳・特別活動等、すべての教育活動を通して、偏見・差別なく、互いの個性を認め合い尊重し合う態度を育成していく。



# 時代の変化に対応した教育の推進(環境・福祉)

子どもたち一人一人に豊かな感性を育み、身近な自然や環境に対する諸問題について科学的視点をもって追究する力を育て、環境にやさしい生活の実現に向けた実践力を身に付けることができるように、組織的・計画的に環境教育を展開していく。

また、すべての人をかけがえのない存在として尊び、社会生活の中で共に支え合って生きる力を育むように、体験的・実践的な福祉教育を行う。

## 1 各学校における特色ある環境教育の推進

「美わし山形 スクール・エコプラン」に基づき、各学校では、環境教育の中核として「環境教育全体計画」を策定し、それぞれの地域の自然環境や社会環境を生かした特色ある環境教育を推進する。積極的に新たな素材開発に努め、子どもたちにとって身近で魅力ある素材を用いて活動に没頭させ、実感の伴った学びを構築していく。

さらに、各学校の地域環境の魅力や環境教育の具体的な取り組み及び成果等を、学校だよりやホームページを通して積極的に家庭や地域に発信し、地域との情報交換を密にすることで、環境教育への理解を深め、地域と学校の連携を強くしていく。

山形市総合学習センターポータルサイト「スクール・エコプラン」参照

## 2 環境教育における日常的・継続的な活動

子どもたちの気付きや思考を促したり、主体的な活動を促したりするためには、リデュース・リユース・リサイクル等に関する活動に、日常的・継続的に取り組んでいくことが大切である。それらの活動を通して、環境に対し自分ができることを考えさせていく。また、児童会・生徒会活動にも適切に位置付け、子ども主体の活動として展開し、環境の保護や保全に対する実践力を育てていく。

実践例) エコキャップ回収活動、アルミ缶回収、ゴミの分別、花壇など地域の美化

## 3 体験的・実践的な福祉教育の推進

子どもの発達段階、学校の実態や地域の特性を生かし、各学校におけるすべての教育活動を通して、意図的、計画的に進めていく。福祉の心を育む心情の育成及び福祉についての知識の深化、福祉にかかわる実践力を養成するために、心情・知識・実践力の相互の関連を図りながら培っていく。特に、子どもの発達段階に応じた体験的な活動や児童会・生徒会等の自主的組織が行うボランティア活動を積極的に推し進める。また、社会福祉協議会との連携を図りながら、地域に根ざした交流を図っていく。

実践例) 雪かきボランティア、一人暮らしお年寄りのゴミ出しボランティア

# 時代の変化に対応した教育の推進（情報）

変化の激しい社会を生きていく上で、「情報活用能力」は、子どもたちにとって不可欠な能力であり、現代における「生きる力」の一つであると考えられる。その「情報活用能力」を身に付けるためには、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度の育成に資する情報教育を、系統的・体系的に展開することが必要である。

また、情報機器は利便性が高く、社会から切り離すことができないものとなってきているが、使い方によっては、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、ネット上のいじめが起こったりと、危険なツールとなることもある。それらの問題に対応するためにも、情報モラル教育に学校全体として取り組んでいくことが重要となってくる。

## 1 各学校における組織的・系統的な指導

情報教育全体計画及び年間指導計画を整備し、学校全体で計画的に実施することが重要である。小学校では各教科や総合的な学習の時間の具体的・体験的な場面で、中学校以降では技術・家庭科を中心としながら、各教科等で情報手段を積極的に活用することにより情報教育の充実を図っていく。

## 2 望ましい情報モラルの育成

情報社会の「光」の部分を中心として安全に活用していくためにも、「影」の部分から身を守る知識や判断力を身に付けるための「情報モラル教育」を推進していかなければならない。危険回避のための知識の獲得と日常生活におけるモラルの育成という二つの側面を計画的に指導するために、特別活動、道徳、各教科での取り扱いを視野に入れ、学年に応じた内容を段階的に構成した「情報モラル指導計画」を作成し、すべての子どもたちに対して確実に指導することが不可欠である。

また、情報機器の購入・契約・使用はすべて家庭で行われるものであるため、保護者との連携や保護者への啓蒙に積極的に取り組んでいくことも必要である。

学校の役割	知識の指導、心の指導（判断力）、トラブルへの対応
保護者の役割	機器の管理（フィルタリング、機能制限等）、約束づくり

☞山形市総合学習センターポータルサイト「育てよう情報モラル」参照

## 3 学習ならびに校務における教育の情報化

### ICT機器の積極的な活用

大型テレビ、プロジェクター、書画カメラ、PC等の様々なICT機器を適切に、日常的に活用することで、児童生徒の学習への意欲を喚起し、理解の促進と知識の定着を図り「より分かる授業」の実現に努める。

また、授業においては「山形市総合学習センターポータルサイト」内、各コンテンツを積極的に活用していく。

☞山形市総合学習センターポータルサイト及び同サイト内「ICT機器接続マニュアル」参照

### 校務の情報化を推進するにあたっての遵守事項

校務の情報化にあたっては、取り扱う情報の重要性、機密性を自覚し、学校におけるセキュリティ対策を徹底していくことが不可欠である。そのために、情報の管理方法、ウイルス感染などのトラブル防止、機器やインターネットの利用規則などを定めた「学校情報セキュリティポリシーガイドライン」を全職員で遵守、実行していく。

# 時代の変化に対応した教育の推進(科学・技術)

日本が科学技術創造立国として持続的に発展していくためには、科学・技術に興味関心をもち、未知の問題の解決へ向かっていくことのできる創造性のある人間の育成が大切である。未来を担う子どもたちに豊かな創造性を培うためには、様々な自然体験や科学的体験を通して、実体験から生まれる驚きや感動を味わわせること、科学・技術と自分のくらしのかかわりに気付くこと、知的好奇心や科学的思考力を高めることが必要である。

## 1 自然体験や科学的な体験の充実

子どもは、植物・動物の飼育栽培や自然の中での散策活動、科学実験教室や科学ものづくり教室などといった具体的な体験を通して、自然の事物・現象の不思議さや巧みさに驚きや感動をもち、科学的・技術的探究の基礎となる好奇心や自然への興味関心を高めていくことになる。特に近年は、子どもの原体験の不足が指摘されていることから、自然体験や科学的な体験を充実させていくことは重要である。

学校では、理科や総合的な学習の時間、学校行事などを通して、自然体験や科学的な体験の充実を図っていく。また、山形市少年自然の家、山形市理科教育センターの事業をとおして、児童生徒の科学・技術への興味関心を高めていく。

【山形市少年自然の家事業】 ⇒ ・少年団 ・サマーキャンプ ・低学年お泊り体験  
・スノーキャンプ ・森の昆虫見つけ隊 など

【山形市理科教育センター事業】 ⇒ ・おもしろ実験教室 ・サイエンスキッズ  
・親子科学あそび教室 ・科学出前講座

## 2 校外施設との積極的な連携

山形市には、理科教育センターをはじめ、県立博物館、山形大学など科学・技術に関連する施設が多くある。各学校には、その地域に独特の自然や文化があり、それらを生かした、その学校ならではの教育がある。それらの施設や地域は、科学技術の発展や地域の自然に関する豊富な情報源であると共に実物に触れるなど効果的な学習活動の場でもある。また、そうした場所には必ず専門性のある人材がいる。施設・設備だけに限らず、そうした人材との積極的なかわりも、子どもにとって科学・技術を身近に感じることにつながる。

【活用が期待できる施設】 ⇒ ・山形市理科教育センター ・県立博物館  
・山形大学（サイタセンター、地域教育文化学部）  
・山形市少年自然の家 ・山形市野草園

## 3 探究的な学習の推進

今日、東日本大震災や火山噴火といった大きな災害、それらに伴うエネルギー問題など、科学・技術を用いてこれまでにない問題に性急に取り組んでいかなければならない状況にある。未知の問題の解決に向かって取り組もうとする態度は、それまでの探究的な取り組みにおける充実感や満足感と大きくかわる。理科や総合的な学習の時間などを通して、自分の問題意識から探究的に解決していくことを繰り返し、探究のスキルや自己効力感を高めていくことが重要である。

【山形市理科教育センター事業】 ⇒ ・理科授業づくり講座（教員対象）  
・生活科・総合的な学習の時間授業づくり講座  
（教員対象）

# 教職員研修の充実と指導力の向上

「感動・感謝・信頼にあふれた学校」づくりのためには、その直接的な担い手である教員の資質と指導力のさらなる向上が求められる。一人一人の教員が、日々の実践に学び、実践的指導力を高め、学校経営への積極的な参画を図り、自らの学びを大切にすする研修の充実に努める。

## 1 実践的指導力の向上

### 実践に生きる校内研修の充実

校内研修を学校活性化の中核に位置付け、積極的な授業改善に取り組み、日常の実践活動との一体化を図りながら、実践的な指導力の向上に努める。また、一人一人の子どもにかかわる諸問題や新たな教育課題の解決に向けて、学校間・校種間の連携を生かした研修を推進する。

### 子どもを把握する力の向上

豊かな心・確かな学力・健やかな体をもつ子どもを育てるためには、一人一人の子どもの心身の状態を把握することのできる観察力と、感じ取ろうとする積極的な姿勢が必要である。一人一人の子どものもつ学びや生き方に対する願い、学習や生活に対する悩みなどに気付き、共感し、適切な対応ができるように、日常的な指導の中で子どもを把握する力の向上に努める。

## 2 学校経営への積極的な参画

一人一人が学校経営の一員としての自覚をもち、協働性を発揮しながら意欲的に学校経営に参画することが大切である。そのためには、経営の理念や方針について共通理解を深め、学年・学級経営まで一貫性をもって経営にあたる必要がある。同時に、教員としての専門性やリーダー性を涵養することが求められていることから、学校経営の評価・改善を継続的に行い、一人一人の教員の経営能力や管理能力を向上させていくことも忘れてはならない。

## 3 自らの学びを大切にする教員

教員としての使命感と情熱のもと、常に探求心や学び続ける意識をもち、一人一人が教員としての力量の向上に努める。社会体験を通して先見性を高めたり、地域の人や自然、風土、文化に対する造詣を深めたりして、地域とのつながりを大切にし、教員としての視野を広げるなど、課題解決能力の向上に生かす。また、魅力ある学校、特色ある教育活動の充実に努めるために、より主体的な研修参加に努めるとともに、仕事に誇りと情熱をもって取り組み、一人のよき社会人としての信頼を高められるようにする。

### ◆ 今年度の私の研修計画 ◆

時 期 (期日)	研修内容 (研修講座)	研 修 方 法

〈学校を創る重点〉

## Ⅱ 安全・安心の学校づくり

# 「生きる力」の基盤をつくる健康教育の推進

児童生徒を取り巻く社会・生活環境の変化の激しい時代を生き抜いていくためには、心と体の健康が必要不可欠である。

そうした状況のもとでは、保健・安全・給食に関する学習を、自他のいのちを大切に生き方を学ぶ「いのちの学習」として総合的に捉え、校医等の専門家の協力を得ながら、保護者や地域と連携して取り組むことが必要である。

また、体育授業と教育活動全体を通した体育・スポーツ活動の両面から、体力・運動能力の向上を計画的に図るとともに、運動の楽しさを十分に味わわせていくことで、生涯にわたり運動・スポーツにかかわっていきこうとする資質を養い、豊かなスポーツライフを実現できる児童生徒を育成していく。

## 1 健やかな心と体の育成

学校においては、学校保健・学校安全・学校給食のそれぞれの計画を作成し、相互に連携させながら児童生徒の心身の健康の保持増進を図っていく。

### 心身の健康を育む学校保健の充実

保健教育は、学校教育法に基づく教育課程および学校保健における位置付け（保健学習と保健指導）を明確にして相互の関連を図り、効果的に指導を進める。

児童生徒等及び教職員の心身の健康を支える保健管理（「人」「物」に大別される）は、学校保健計画に位置付けて推進し、広く健康教育に生かしていく。

人間尊重を基盤にし、自他のいのちを大切にすることを育む「いのちの学習（性教育含）」「飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育」について計画を作成するとともに、自己の生き方についての考え方を深められるよう発達段階に応じた指導を工夫する。

### 食に関する指導の推進

「山形市食育・地産地消推進計画」に基づき、学校給食に地場産物や郷土料理が導入されていることを理解し、地域文化の理解促進を図るとともに、自然の恵みや働く人々への感謝の心を育むよう努める。

児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭や学校給食センターの管理栄養士等との連携を図りながら、学校給食や関連する教科、特別活動等において食に関する指導を推進する。また、食に関する課題を家庭と共有し、保護者と連携した取り組みを推進する。

学校給食における食物アレルギーへの対応については校内委員会を設置し、保護者や主治医、学校給食センターと連携をとりながら適切な対応に努める。

☞ 山形市総合学習センターポータルサイト「緊急時（アナフィラキシー発症時対応フローチャート）」参照

## 2 たくましい心と体の育成

### 確かな力が身に付く体育授業の充実

体育授業においては、個に応じた指導と運動の学び方を重視した指導の充実により、すべての児童生徒が基礎的な身体能力・知識、運動・スポーツを楽しむための望ましい態度、コミュニケーション能力および論理的な思考力等を確実に身に付けていくことが大切である。

そのために、運動の特性と適時性を十分に踏まえるとともに、発達段階のまとまりや小・中・高までの校種間の接続等も十分考慮しながら指導内容の整理・体系化を図っていく。また、それをもとに年間指導計画を作成し、確実に実施していく。

山形市の児童生徒の体力・運動能力調査結果を見ると、全国・県平均を下回る項目が多い。特に、反復横とびと立ち幅とびがあげられるが、加えて長座体前屈も近年の課題となってきた。

まずは各校で自校の児童生徒の体力・運動能力状況を的確に把握する。そして、課題を明確にし、その課題を改善する方策を練り、体育授業と教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の両面から、計画的に体力・運動能力の向上を図るようにする。

平成28年度山形県体力・運動能力調査の結果(反復横とび・立幅とび・長座体前屈) 山形市の課題のみ抜粋

項 目	学 年		小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
	反復横とび(点)	男	市 H28	26.12	29.32	32.13	37.28	40.79	43.67	47.47	48.75
県 H28			27.88	31.69	36.20	39.98	43.37	46.81	48.69	51.78	55.58
全 H27			27.86	31.45	35.99	39.53	43.82	46.65	49.80	53.28	56.01
女		市 H28	25.58	27.48	31.63	36.12	39.31	41.73	44.40	45.14	47.59
		県 H28	27.00	30.37	34.51	39.50	41.78	44.30	45.33	46.83	47.97
		全 H27	26.82	30.59	34.05	38.05	41.76	43.87	45.71	47.38	48.82
立ち幅とび(cm)	男	市 H28	109.98	123.96	127.87	141.29	150.21	162.57	176.90	186.30	209.04
		県 H28	115.19	128.66	136.84	144.65	152.03	163.93	180.38	199.45	211.43
		全 H27	114.68	124.33	136.80	144.50	154.30	166.34	179.75	196.97	213.99
	女	市 H28	102.72	114.51	121.20	135.61	144.47	157.05	157.76	158.41	170.91
		県 H28	108.46	118.69	128.79	137.83	146.32	157.09	163.22	169.73	172.00
		全 H27	107.30	117.12	128.61	136.72	147.35	156.89	164.50	171.29	175.70
長座体前屈(cm)	男	市 H28	24.99	26.63	29.05	29.43	30.89	32.17	38.09	42.98	47.77
		県 H28	25.32	27.64	28.97	30.65	31.89	34.36	38.31	44.16	46.09
		全 H27	26.29	27.98	29.45	31.47	33.48	35.62	39.47	43.79	46.60
	女	市 H28	26.71	29.04	32.22	33.26	35.31	36.94	40.97	44.28	47.93
		県 H28	27.57	30.39	32.12	34.09	36.04	39.20	42.21	45.51	47.78
		全 H27	28.98	30.87	32.46	34.86	38.39	40.40	43.14	45.39	47.96

### 教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の充実

遊びの中で自然に体力・運動能力が育まれることが難しくなっている状況の中、運動(遊び)の日常化・生活化をめざすため、体育授業に加え、教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の充実を図っていく必要がある。

特に、走・投・跳の基礎的な運動能力を養うために、鬼ごっこや的当て遊び、川跳び遊びなど、類似の運動遊び(運動のアナログとなる遊び)を低学年時から十分経験できるように、意図的な取組や場の設定、環境整備等を推進していく。

また、山形市の豊かな自然環境を生かした、雪遊びやスキー、スケートなどの体育・スポーツ活動も積極的に推進していく。

中学校の運動部活動は、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成に資する大変有意義な活動である。そこで、この活動をより一層充実させていくため、教育課程との関連を密にするとともに、地域の人々や各種運動・スポーツ団体との連携なども図っていく必要がある。

# 生命を守る安全教育の徹底と防災教育の推進

学校における学校安全（安全教育・安全管理・組織活動）の果たす役割の重要性がますます高まってきている現状の中、安全教育の一環として、安全・防災に関する教育を発達段階に応じて計画的・継続的に行う必要がある。学校においては、ねらいに基づき、地域の特性や実態を十分に踏まえた計画を立てた上で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して、横断的に安全教育・防災教育を展開していくことが大切である。

## 1 生命を守る安全教育の徹底

学校外での事故・交通事故発生件数は増加傾向にあり、通学路上に不審者が発生するなど児童生徒の安全確保は緊急の課題である。避難訓練や交通安全教育を実施し、安全指導の徹底を図るとともに、児童生徒と一緒に安全点検やいざという時の行動など、震災の教訓を生かして、自分のいのちを守り安全な行動がとれる児童生徒の育成をめざして安全・防災教育の充実を推進する。

また、通学路の安全点検を行い、安全確保のための環境の整備を図るなど、地域との連携を含めた学校独自の安全計画を立て、安全対策に努める。各学校においてはマニュアルを作成し、教職員の災害対応の研修の充実をはじめ、保護者や警察、地域の関係団体との連携を図り、危機対応や災害対応に万全を期す。

☞ 山形市総合学習センターポータルサイト「危険等発生時（心停止）における心肺蘇生及びAED活用の指針」参照

## 2 防災教育の推進

防災についての基礎的・基本的な事項について系統的に理解を深め、思考力、判断力を高め、働かせることによって、災害に対して適切に対応する能力を培うようにする。また、地域の実情や将来予測される防災に関する問題等を取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な態度を育成するための防災教育を推進していく。

主な指導内容（学習指導要領や教科書等に示されている観点から）

- ① 災害に対する理解：自然災害のメカニズム、地域の自然環境・災害の要因、過去の災害等
- ② 災害対応能力：的確な避難行動、日常の備え、応急措置の方法等
- ③ 災害時の生命の大切さ：人としての在り方、思いやり、優しさの大切さ、ボランティア活動への意欲、参加等

発達の段階に応じた目標

小学生	日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童
中学生	日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒
高校生	安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒
障がいのある児童生徒等	上記のほか、障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避し、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

（文部科学省『「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開』より）



防災管理における日常の「備え」として（※地震や台風等への対応として）

(1) 防災教育の実施

(2) 防災体制の確立

□災害発生時の対応の検討

- ①学校防災組織の編成
- ②教職員の緊急出動体制（勤務時間外）
- ③緊急連絡方法（保護者、教育委員会等）
- ④避難所開設・運営への協力

□情報連絡体制の整備

- ①職員間の連絡方法等

□防災訓練の実施

状況に応じた  
児童生徒の安全確保

- ①校内における諸活動時
  - ・各教科等の学習中の場合
  - ・始業前、休憩時間、放課後の場合
  - ・部活動等の児童生徒が自発的に行う活動中の場合
- ②校外における諸活動時
  - ・遠足、修学旅行、職場体験学習等の場合
- ③登下校時、児童生徒が学校に避難してきた場合
- ④夜間・休日等

□保護者との連絡・引き渡し

- ①連絡方法（緊急システムやWebメール等）
- ②学校待機、引き渡し方法等の事前周知

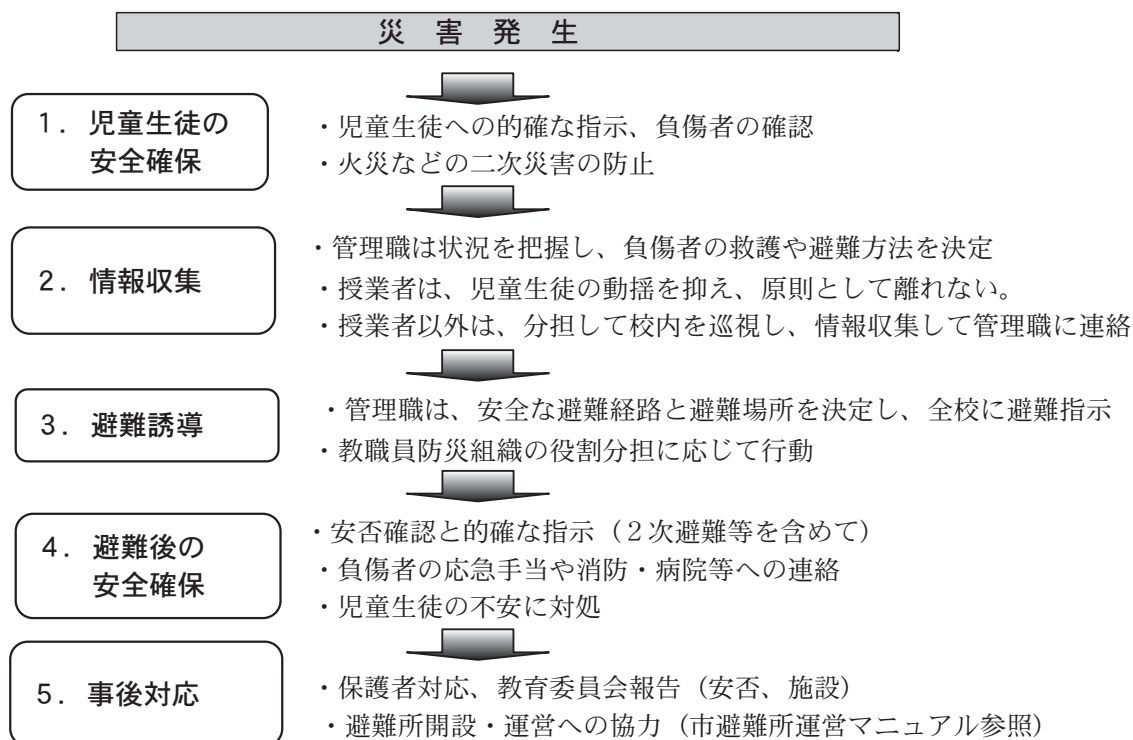
□心のケア

- ①教育相談体制の確立

□施設・設備の安全対策の実施

(3) 学校の安全に関する評価・改善

非常災害時の対応例



☞ 山形市総合学習センターポータルサイト「山形市学校防災マニュアル作成ハンドブック」参照

# 心を育てる教育の充実（道徳教育）

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、子どもたちの思いやりの心と規範意識を育むことは、いつの時代にあってもとても大切である。

人間が本来もっている「人間としてよりよく生きたい」という願いに基づいて、よりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養っていく。

## 1 道徳の時間の充実

道徳の時間は、教育活動全体で学習した道徳的諸価値を人間としての在り方や生き方という視点から捉えさせ、自分のものとして発展させていく時間である。断片的な不十分さを補充し、掘り下げを欠いたところを深化して、それらの統合する時間として、道徳の時間を活用する。

道徳の時間の充実のためには、子ども一人一人がしっかりと課題に向き合い、教員や他の子どもとの対話や討論なども行いつつ、内省し、熟慮し、自ら考えを深めていくプロセスが極めて重要である。

文部科学省「私たちの道徳」や山形県版道徳読み物資料集「いのちを見つける」等、心に響く資料を効果的に使いながら、子どもが意見を交流する言語活動や表現活動を通して、物事を多角的・多面的に考えさせる授業を積極的に展開していく。

子どものよさや道徳的な成長に対する理解を深め、指導の改善に生かす評価を心がける。

## 2 道徳教育推進のための校内体制の整備

子どもの実態や学校、地域の実情等を踏まえ、学校としての道徳教育の重点を見直し、すべての教職員が共通理解し、全教育活動を通して一貫した指導を行う。また、実効性のある全体計画及び別業を作成することを通して、道徳の時間と各教科等との連携を図り、道徳の指導計画を効果的に機能させていく。

このような活動を力強く進めるために、校長は、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、どの教員も、どの学級でも充実した道徳教育が展開されるよう指導していく。

## 3 学校・家庭・地域との連携の強化

学校における道徳教育の考え方やその取組について、家庭や地域の理解を得られるよう努める。また、授業公開や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携の強化を図り、開かれた道徳教育を進める。

学校、家庭や地域がそれぞれの役割を果たし、一貫した方針が保たれるよう情報の発信などの連携に努める。

# 心を育てる教育の充実（読書活動）

山形市の各学校では、教育活動の中に積極的に読書活動を位置付け、子どもたちの豊かな自己実現に資するために、読書に親しむ態度の育成や読書力の育成に取り組んできた。そのため、児童生徒が本に触れる機会が増え、読書の習慣化が図られている。今後も、「山形市子ども読書活動推進計画」を基に、また「学校における子どもの読書活動推進アクションプラン」を参考に、本好きで豊かな心を持ち、課題解決や自己成長のために自ら本を手に取り、じっくり考え、学ぶ子どもたちの育成に向けた読書活動を推進していくことが重要である。

☞ 山形市総合学習センターポータルサイト「学校における子どもの読書活動推進アクションプラン」参照

## 1 学校図書館の充実と読書に親しむ環境づくり

学校図書館は、各学校が読書活動を推進する上で中核となる場である。学校における読書活動の推進のために、資料の収集・整理・保存・提供や児童生徒及び教職員の活用に応えるための図書館運営方法の整備などを計画的に行い、学校図書館の読書センター機能、学習センター機能、教員支援機能の向上を図っていく。なお、図書資料の整備にあたっては、「学校図書館図書標準蔵書冊数」を基に、計画的に充実を図っていく。

さらに、各教室や廊下、空き教室の活用、読書に関する掲示コーナーなど、学校全体で読書に親しむ環境づくりに取り組んでいく。

## 2 学校における子どもの読書活動の充実

課題解決の過程で本を活用することで、子どもたちは多様な価値に触れ、それを受け止め、考える力・表現する力・想像する力といった知性を高めていく。また、読書活動を通して豊かな心が育まれ、知識・心情・行動の一貫性がとれた品性あふれる誠実な人として成長する。

各学校においては、学校図書館司書教諭等を中心に、教育活動全体を見渡した読書活動全体計画を作成し、意図的・計画的に読書活動を位置付けていく。その際、読書に親しむ態度や読書力の育成が系統的に図られるようにする。また、子どもたちが読書活動の楽しさや豊かさを共感したり実感したりできるように留意する。

## 3 連携による取組の推進

市内小中学校では、公立図書館や近隣校と連携することで、調べ学習等で活用できる図書資料の幅を広げている。また、家庭や地域と連携して読書習慣を身に付けさせたり、読み聞かせボランティアなどの読書活動を豊かなものにしたる取組が積極的になされている。校内はもちろん、校外とも様々な連携して読書活動を推進することは、読書活動の充実だけでなく、開かれた信頼される学校づくりの上でも有効である。今後もこうした連携による取組を推進していく。

# 心を育てる教育の充実（学級経営）

## 1 集団の中での心の育成

### (1) 感性を育み、豊かな心を育てる

- ① 集団の中での人間関係づくりを通して、互いに個性を認め合い、命や人権を尊重し、人の役に立つ喜びを味わおうとする心情と態度を養う。
- ② 子ども同士の触れ合いやかかわり合いの場を大切にし、集団の中での自分の存在を肯定的に見つめ、自己を確立できるように支援する。
- ③ 子どもたちが自分で判断したり、決定したりする場を意図的に設け、集団の中で適切に行動しようとする態度や、自分のよさを発揮しようとする意欲を育てる。
- ④ ボランティア活動や様々な体験活動を通して、他者や社会とのかかわり方についての能力を高めるための指導・支援に努める。
- ⑤ 集団の中でコミュニケーション能力等を高める指導の在り方を工夫し、所属感や連帯感を深められるようにする。

### (2) 活力ある学級づくりに努める

- ① 誠実さやまじめさ、正しさ等を認め合い、安心して学校生活を送ることができる学級づくりに努める。
- ② 子どもたちが自らの課題や目標を設定し、困難な場面を乗り越えることによって成就感や充実感が味わえるような学級づくりに努める。
- ③ 常に子どもの話に耳を傾けながら、丁寧で温かな言動で対応し、子どものよさを認め、また、よさを引き出しながら、明るく潤いのある学級づくりに努める。
- ④ 規範意識を高めるための日常の指導を根気強く行う。また、9年間を通して、きまりの意味や必要性などを実感できるように指導する。
- ⑤ 子どもたちの生き生きとした学習や活動の様子を振り返ることができる計画的な掲示に努めるなど、整理整頓された学習環境の整備を図る。

## 2 一人一人の子どもに向ける温かい目

### (1) 子どものサインを見逃さないために

- ① 学校生活におけるあらゆる場面（登校の様子・健康観察・授業・休み時間・給食・清掃・放課後の諸活動等）で、子どもとの積極的な触れ合いやかかわり合いの中で生じる対話や観察を通して、子どもの心身の状態を感じ取るようにする。
- ② 常に複数の教員の目で子どもの様子を捉え、情報交換を密にしながら、

子ども一人一人についての理解を深めるようにする。また、教員同士の子どもについての相談や連絡・報告を日常的に行い、組織的な対応が適切にとれるような学年・学校体制を確立する。

- ③ 授業を受けもつ教員それぞれが、その時間の学級担任であるという意識をもって授業に臨み、子ども一人一人に応じた、きめ細やかな教科経営に努める。

## (2) 子ども理解に基づく教育相談の日常化を図る

- ① 学校生活におけるあらゆる場面を通して、子どもに向上への意欲と自信をもたせ、悩みや問題を子ども自身が解決していく力を高めるための指導・支援に努める。
- ② 時期や内容・方法等を工夫した計画的な教育相談を通して、一人一人とじっくり向き合い、子どもの話に耳を傾け、夢や希望を大きく育てるための指導・支援に努める。
- ③ 一人一人の子どもの実態に応じた指導・支援を行うことができるように、教育的ニーズの把握の仕方やカウンセリングの方法などについての理解を深める。

## (3) 指導記録を蓄積し、効果的に活用する

- ① 子ども一人一人の優れた取り組みや、指導の経過に関する記録等を整理・蓄積し、いつでも効果的に活用できるようにする。
- ② 指導記録を基に、子どもや保護者に、子どもの成長の状況を機会を捉えて的確に伝え、子どもが向上への意欲と自信をもち、毎日の生活が明るく、楽しく送れるように支援する。

# 3 家庭との信頼関係の構築

## (1) 保護者と共に考える姿勢を重視する

- ① 保護者の声に十分耳を傾け、願いや悩み等を共感的に受け止めながら、共に考える姿勢を大切にする。
- ② 子ども、保護者との対話から、教員が日頃学校で話をしていることがどのように家庭に伝わっているかを把握し、指導に生かす。

## (2) 家庭や地域との連携・協力を推進する

- ① 子どもの成長の跡が見える評価の仕方と家庭への連絡の仕方を工夫し、学校での子どもの学習や生活の様子等についての確に知らせる。それを基に家庭の理解と協力を得ながら、子どもをさらに高めるための指導にあたる。
- ② 家庭・地域との協力体制を確立し、一人一人の発達に応じた体験活動などを通して、子どもの自主的で自律的な生活態度や忍耐力の育成を図る。

# 生徒指導・教育相談体制の充実

## 1 子どもの自立を支える生徒指導の充実

子どもが自尊感情を高めるために、以下のように、生徒指導の三機能を生かして子どもの自立を支えていく。

### (1) 子ども自身が判断（自己決定）する機会を大切にする

今より少しだけ子どもに任せてみたり、選択させたりする機会を増やすことで、子どもたちは、自分で判断することに自信をもつようになる。下記のような点に配慮して指導にあたることで、子どもたちの自立を支援する。

- ① 教師の考えを一方向的に伝えるだけではなく、子どもたちの声に耳を傾け、「あなたはどうしたい？」「あなたはどう思う？」「あなたはどうした方がいいと思う？」などと問い返ししながら、子ども自身が判断して行動がとれるよう支援する。
- ② 管理的、強制的、指示的な指導を繰り返すのではなく、指導したことの意味について時間をかけて話をし、子どもたちが具体的な行動目標をもてるよう支援する。
- ③ 子どもの判断が誤っていた場合、叱責して反省を促すだけではなく、子どもの人権を尊重し、他の人とのかかわりの中で自らの行動を振り返り、判断が誤っていたことを実感できるよう支援する。

### (2) 子ども自身が困難や課題を克服し自己存在感を高める機会を大切にする

生活面での自立を支援するためには、手出し、口出しを我慢して見守る場面が必要である。また、子どもたちが失敗した際、教師や大人が、叱責するばかりではなく、子どもたちの自己存在感を高めるように指導することで、自立を支援することができる。

- ① 子ども理解のもと、子どもたちの成長を温かい目で見守りながら、必要な時に必要なことを支援する。
- ② 失敗したりつまづいたりしたときは、「次はどうしようと思う？」と問いかけながら、その失敗を生かして自立する過程を支援する。
- ③ 欠点のみを指摘したり、他の子どもと比較する言葉をかけたりすることなく、子どもたちと一緒に活動しながら、一生懸命やっていることを認める言葉や、「ありがとう」という言葉をかけながら子どものやる気がわき上がるよう支援する。

### (3) 共感的な人間関係の中で、模範意識を育む機会を大切にする

成長過程においては、自尊感情を育むことはもちろんのこと、他者を尊重する態度を身に付けさせることも重要である。各種の問題行動の未然防止や自己の安全管理などのために、子どもたち自身が責任ある判断ができるようになっていないと、共感的な人間関係を育むことはできない。また、共感的な人間関係が醸成されていない集団の中では、小さな問題が大きな問題となってしまうこともある。他者の尊厳を損なう言動については、教師として毅然とした態度で適切に指導することで、自立を支援することができる。

- ① 子どもたちの利己的な行動や考え方、他者の人権を損なう言動については、毅然とした態度で丁寧に指導にあたり、言動の背景にある社会とのかかわりや家庭での有り様なども含め、他者を尊重することの大切さや喜びについて考えを深められるよう支援する。
- ② 子どもたちが、日々出会う自分の思うようにならない出来事に対処する様子を 見守り、他者との関係の中で問題を捉え、スモールステップを踏んで課題を克服できるよう支援する。

## 2 生徒指導・教育相談体制の強化

- (1) 児童生徒が抱える問題に対応する学校体制の確立
  - ① 学校内の全教職員の共通認識のもと、一貫性のある組織的な対応を強化し、生徒指導体制と教育相談体制の充実を図る。
  - ② 個々のケースに応じてプロジェクトチームをつくり、学校体制で積極的かつ組織的にきめ細かく対応する。
  - ③ 児童生徒の安全が脅かされる事態を想定し、日常的に安全管理意識を高め、万が一の場合に備え学校安全マニュアルを基に訓練等を行い、教職員が適切かつ迅速に対応できる構えを作る。
- (2) 問題の未然防止と早期発見、即時対応
  - ① 子どもたちの内面に寄り添い、日常生活の中の気になる様子や変化を見逃さないようにし、丁寧に記録する。また、校内で情報交換に努めるとともに、指導方針についての共通理解を図り、学校全体として相談活動や日常の指導を充実する。
  - ② 9年間を見通した子ども像を明らかにし、定期的な校種間の連絡会等で共通理解を図るとともに、必要な情報交換を行う。
  - ③ 特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育相談組織をつくる。中学校においては、相談員・カウンセラー等も校内教育相談組織に位置付け、適切に連携を図りながら組織的な相談活動を推進する。
- (3) 連携と協力
  - ① 保護者や地域の方々との信頼関係を築くために、必要な情報を適切に発信し、必要に応じて協議する。
  - ② 各種の専門機関や、教育相談機関等の外部機関と積極的な連携を図り、一人一人の実態に応じ、適切かつきめ細やかに支援する。
  - ③ 学校間・校種間で一定の情報交換をより一層充実させ、校種間の緩やかで一貫性のある接続を図る。

☞ P39「学校間・校種間の連携」参照

## 3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応

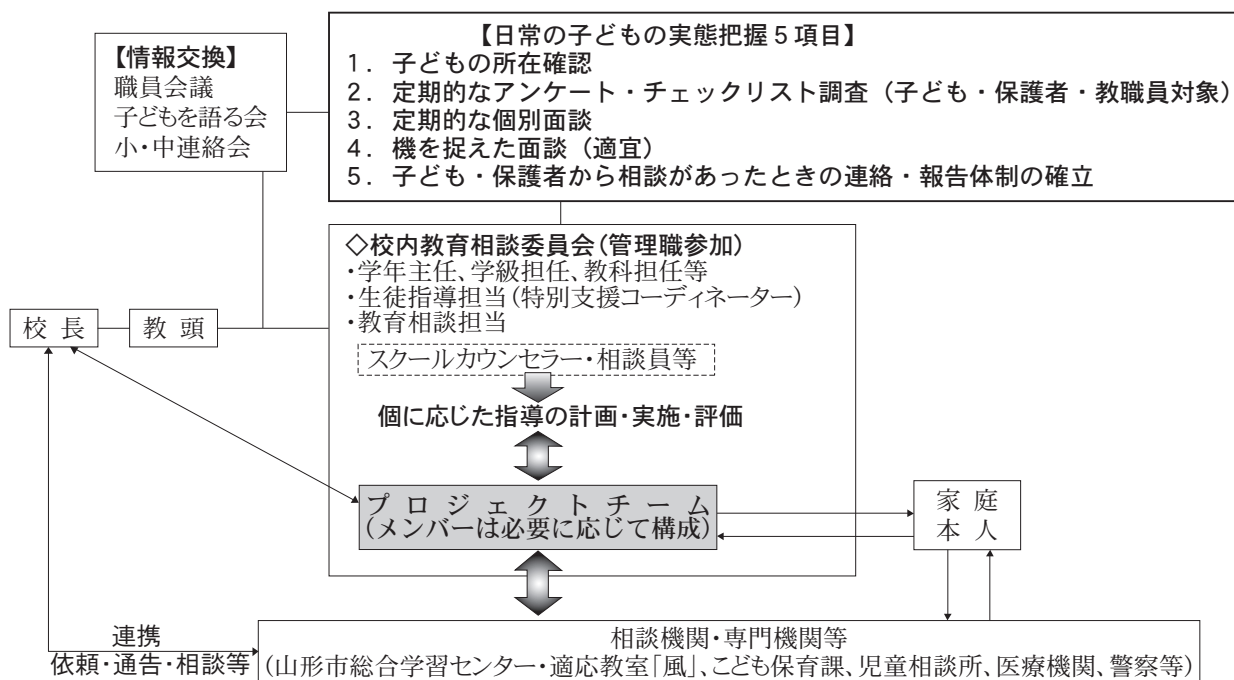
- (1) 一人一人の児童生徒が、各々目標をもって充実した学校生活を送り、仲間と学び共に生活する喜びを実感させる。
- (2) 児童生徒のよりよく生きようとする意欲・態度・資質・能力を高め、自己の将来への夢や希望をふくらませることができるようにする。
- (3) 授業の充実はもちろんのこと、多様な価値のある豊かな体験活動を充実させ、実感・納得・感動できる経験を増やし、互いにとって好ましい人間関係を築く。
- (4) 指導にあたっては、教職員の十分な連携により、組織的に対応する。(欠席を見逃さない等)
- (5) いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)に基づき、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに組織を設置し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を推進していく。

# 問題行動、いじめ、不登校等への学校体制の確立

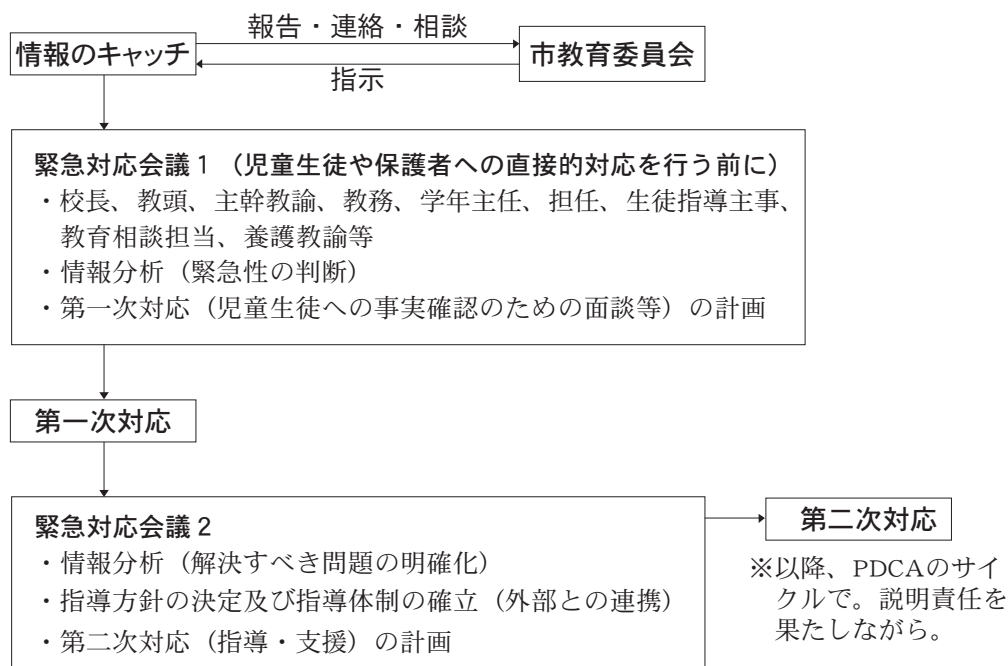
## ◇ポイント

1. 校内の教育相談体制を機能させた組織的対応
2. 個に応じた具体的な支援計画の作成と実行
3. 共感的な対応による児童生徒及び保護者との信頼関係の構築
4. 関係諸機関との適切かつ効果的な連携
5. 重大事態と判断される事案が発生した場合は、速やかに市教育委員会との協議の上対応する。

## ◇モデルⅠ（日常の教育相談体制）



## ◇モデルⅡ（重大事態と判断される事案に対する対応の流れ）





## いじめ問題 早期発見のために

### 学校でのいじめのサイン

- 急に体調不良を訴えるなどし、遅刻や早退が増えてくる。
- 授業開始前など、机、椅子、カバンなどが乱雑になっている。
- 学用品、教科書、体育着、ズックなどが隠される。学用品の破損、机やノートへの落書きが見られる。
- 日頃交流していない友人たちとの行動や授業に遅れる場面が見られるようになる。
- 授業の中で、間違いに対しての皮肉や笑い声が繰り返し起こる。
- 先生から指示を受けたり注意されたりすると、クラス内にどよめきや視線による目配せなどが起こる。
- 特定の子どもの発言に、多くの子どもたちが反対したり、質問したりする。
- 図工、美術、技術・家庭や書写の時間の後に、衣服の汚れが目立つ。
- その子どもの近くの席に誰も座りたがらない。または、机や椅子等に触れたがらない。
- 休み時間や給食、清掃の時間など、一人で行動していることが見られる。
- 休み時間などに特別な用事がないのに、職員室や保健室に出入りして過ごす。
- 黒板や机等に、あだなや「○○死ね」などの落書きが見られる。
- インターネットサイト（ブログ・プロフ・学校裏サイト等）への誹謗中傷等の書き込みの噂が流れる。

### 教師間の情報交換から

- ・日常的な情報交換
- ・職員朝会での「子どもの情報交換」
- ・学年会での情報交換と事例研修
- ・生徒指導部会の中での情報交換と事例研修
- ・職員会議での情報交換と対応状況と進捗状況の報告
- ・保健室や教育相談室などからの情報提供
- ・部活動顧問との情報交換
- ・チェックリストを活用しての実態把握

### 子どもの様子から

- 学級や子どもの実態について、日常のあらゆる場面の中での様子を捉えていく。
- ・授業中や休み時間、給食、清掃の時間、登下校の様子
  - ・個人面談やグループ面談（定期的なもの、臨時的なもの）
  - ・連絡帳や日記帳、班ノート
  - ・アンケート調査（いじめについて、悩み相談について、生活実態調査などから）

## 早期発見と早期対応

### 家庭でのいじめのサイン

- 登校を渋ったり、転校を口にしたりする。
- 外出しなくなる。
- 感情の起伏が激しくなり、先生や友達を批判する言葉が増えたり、隠し事をしたりするようになる。
- 小遣いを多く欲しがったり、金遣いが荒くなったりする。（家の中でお金が紛失する。）
- 友達からの電話に、長時間、丁寧な口調で対応する。
- 服が汚れたり、体に傷が付いたりなど、いたずらされた形跡がある。
- 保護者の学校への出入りを嫌う。
- ネット上のメールを急に気にするようになる。逆に無関心になったり、拒絶したりする。
- アンケート調査（チェックリストをもとに）

### 地域からの情報提供

- P T Aや地域の各種団体（自治会など）の組織を活用して、子どもの様子を連絡したり、早期発見のポイントを啓発したりし、学校のみならず地域全体でいじめ防止に向けた取組を広げていく。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
  - 道ばたや空き地・公園等で、一人でぼつんとしている。
  - 道ばたや空き地・公園等で、一人の子を何人かで囲んで言い合ったり、こづいたりしている。
  - コンビニ等で、ジュースやお菓子をおごらされている。

## 「いじめ」に組織的に対応するために（基本のステップ）

いじめはどこでも起こりうる。いじめへの対応はスピードが大切。しかし、拙速な対応は事態を悪化させます。

### 1 児童生徒の気になる情報をキャッチ

- (1) いじめられた児童生徒や保護者からの訴え
- (2) 他の児童生徒からのいじめ情報
- (3) いじめらしき現場を発見
- (4) 児童生徒の言動からいじめのサインに気付いた
- (5) 家庭や地域の人からのいじめらしき情報
- (6) アンケート調査、悩み調査 など

### 2 情報を受けた教職員は校内で報告

【単独での判断・対応は禁物。素早く組織で対応】

- (1) 「様子を見よう」「悪ふざけ」「単なるけんか」などと自分だけで判断や対応をせず、「いじめは組織で対応」の原則のもと、あらかじめ決めておいたルートで必ず校長まで報告。
- (2) 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために、簡単な報告書を作成。

<報告書の内容>

- 日時
- 場所
- 被害者
- 加害者
- 内容・状況等

※いじめには、単独で対応しない。他の教員等との連携を図り、組織的に対応する。

※「いじめは絶対に許されない」との強い認識に立つ。

※いじめられている子どもの側に立って判断することが原則。

### 3 対応会議（1）

【当該児童生徒に聞き取りをする前に】

- (1) 構成員例：校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー
- (2) 資料：いじめ報告書、被害・加害児童生徒に関する資料（家庭環境調査票等）
- (3) 会議内容
  - ① 事実確認のための計画
    - 被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の子との面接
    - 役割分担
    - 保護者への連絡
  - ② 事実確認の項目
    - いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の構造）
    - いじめの動機や背景
    - 被害・加害児童生徒の言動とその特徴
    - 保護者の知っていること
    - 教職員の知っていること
    - 他の問題行動等との関連 等

### 4 事実確認の実施

【事実確認は速やかに。集約は文書に。】

- (1) 事実関係が確定するまで、対応会議の中で何度も確認内容を集約する。
- (2) 事実確認を行うときの留意点
  - ① 被害児童生徒に対して
    - 教師は被害者の見方（味方）に立ち、子どもを支える立場で接する。
    - いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに、気持ちに添って話を聞く。
  - ② 加害児童生徒に対して
    - いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
    - いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。
  - ③ 被害・加害児童生徒の保護者に対して
    - 保護者とは直接会って面談をし、保護者の立場や心情に十分配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。
    - 保護者の考えや課題が具体的に何であるかを確認し、話を終えるよう配慮する。
  - ④ 周囲の児童生徒へ
    - 事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断はしない。
    - 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
    - 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。

## 5 対応会議（2）

【市教委へ第一報】

### (1) 会議の内容

#### ① 指導方針の検討と決定 及び 指導体制の確立

< 指導体制（役割分担）の例 >

- 被害児童生徒担当チーム … 学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー
- 加害児童生徒担当チーム … 学年副主任、担任、生徒指導部員、部活動顧問
- 保護者との連携担当チーム … 学年主任、生徒指導主事、教頭、主幹教諭、教務
- 周囲の児童生徒担当チーム … 教育相談担当、学年主任、学年生徒指導部員

#### ② いじめが長期化・複雑化した場合の、関係機関との連携の必要性の有無

※それぞれの子どもにとってのキーパーソンを考え、指導チームのメンバーは臨機応変に編成する。

## 6 いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復

### 被害児童生徒担当チーム

- つらさや苦しさに共感的理解を示す。
- 解決まで必ず守り通すことを伝える。
- いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- 親やいじめた子どもへの働きかけについて相談しながら進める。
- 自信をもって学校生活を送れるように、継続指導を行う。
- 加害児童生徒及び周囲への影響を考慮して指導・支援にあたる。

### 加害児童生徒担当チーム

- 行為を中立の立場で冷静に確認する。
- いじめの意図を確認する。
- 本人の気持ちを理解し、継続的にかかわっていく。
- 集団の場合は、個別指導と並行して、グループへの指導を継続して行う。
- きちんとした謝罪と今後の決意を表明させる。
- 長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方について確認する。

### 保護者との連携担当チーム

- (1) 被害児童生徒の保護者へ
  - 確認した事実関係を正確に伝える。
  - 学校の安全管理が十分でなかった場合は、率直に認め、謝罪する。
  - 再発防止策等、指導方針を具体的に説明し、理解を得る。
- (2) 加害児童生徒の保護者へ
  - 確認したいじめ行為等について正確に伝える。
  - 学校としての対応について説明し、保護者の協力が不可欠であることを伝える。
  - 謝罪について確認、相談する。

### 周囲の児童生徒担当チーム

- いじめられている子どものつらい気持ちを考えさせるとともに、いじめの卑劣さを理解させる。
- はやし立てる行為は、直接手を下さなくても、いじめと同じであることを理解させる。
- いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。

## 7 対応会議（3）

【継続指導・継続観察】

### (1) 経過観察について

- 「いじめのサインはないか」「交友関係はどうか」「意欲的に生活できるようになったか」「保護者との定期的な連絡」などの観察後、三者面談（本人、保護者、担任等）を行い、「いじめられている」という本人及び保護者の意識について、現状を確認する。

### (2) いじめのその後についての検討

- 「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要があるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。（本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取り）

## 8 対応会議（最終）

- いじめが解決したと認定してよいか？
  - 解決していない場合は、**5 対応会議（2）**へ戻り、再検討
  - 解決した場合は、**いじめ再発防止・予防的取り組み**へ移行

※市教委へは、月末統計及び指導状況を踏まえた報告をお願いします。

## 「いじめの未然防止・早期発見と早期対応」チェックシート

No.	教師用 言動・授業・校内連携 チェックリスト 具体的内容	回答
1	常に子どもを受け入れる意識をもち、一人一人の子どもに寄り添うよう努力しているか。	
2	子どもの様子や出来事について、気軽に同僚に相談しているか。	
3	子どもの訴えや保護者の相談に耳を傾け、気になる内容については、校長や教頭に報告しているか。	
4	子どもに投げかける言葉の中身を吟味しているか。また、丁寧な言葉で語りかけているか。	
5	子どもがねたみや嫉妬感情をもつことのないよう、公平に接しているか。	
6	子どもの欠席の状況を的確に把握しているか。	
7	道徳や学級活動、朝の会・帰りの会等でいじめにかかわる問題を取り上げ、子どもとともに考えたり指導したりする時間を計画的に設定しているか。	

No.	学校用 いじめ指導体制 チェックリスト 具体的内容	回答
1	いじめ問題の対応について、組織的かつ系統的な指導体制が確立しているか。また、いじめの未然防止の指導やいじめが発生した時に、協議するシステムが機能しているか。 (参考：指導の指針P26～29)	
2	学校いじめ防止基本方針及び山形市「指導の指針」のいじめ対応（P26～29）について、教職員間で共通理解を図る場を設定しているか。	
3	スクールカウンセラーや外部機関との連携の在り方について、教職員で共通理解がなされているか。（教育相談委員会等で、ケースに応じて、連携の在り方について相談がなされ、連携の指示が出されているか。）	
4	児童生徒への「いじめ調査」や「悩み調査」を、定期的・計画的に実施しているか。	
5	全ての児童生徒との定期的な個人面談や悩み相談の時間を設定しているか。	
6	教育相談の手順や個人情報の取扱いについて、児童生徒や保護者へ広報を行っているか。（お便りでの啓蒙やSOSカードの配付等がなされているか。）	
7	学級活動において、いじめ未然防止を意識した取組を学年体制あるいは学校体制で実施しているか。	
8	児童会や生徒会が中心となり、いじめ未然防止や撲滅を意識した取組を実施しているか。（「自尊感情」や「自己有用感」を高めるような「仲間づくり・人間関係づくり」に関わる児童生徒の自治活動を含む。）	
9	全校集会や学年集会において、「いじめ」に関する説話をする機会をもっているか。	
10	道徳の授業において、生命や人権を大切にす授業を実施しているか。	
11	学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	
12	ネット上のいじめ対策を目的とした情報モラルに関する内容を指導計画に位置付け実施しているか。	
13	PTAや保護者会と連携して、子どもをいじめから守る取組（情報提供、ネットパトロール等）が行われているか。	

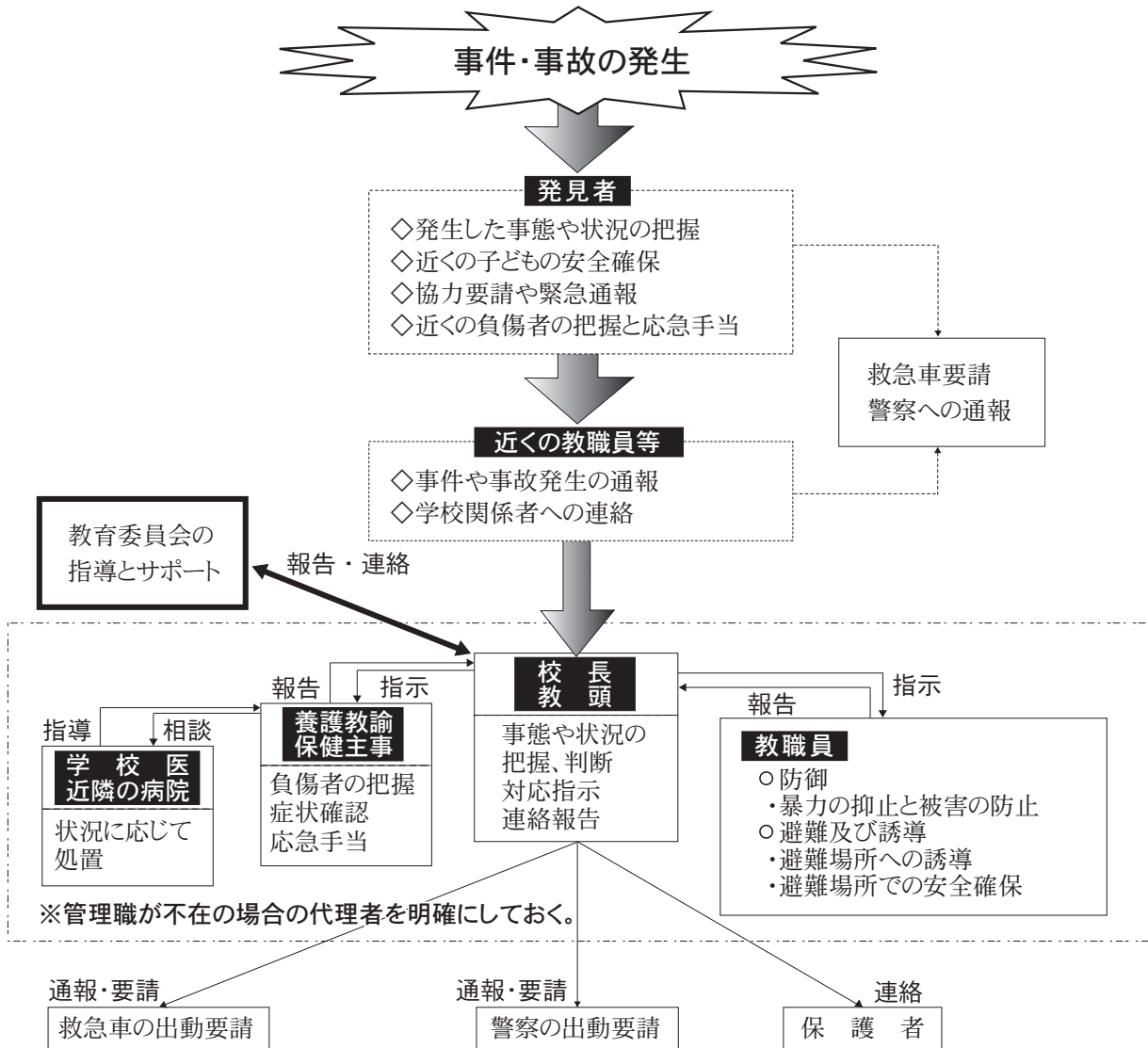
# 事件・事故等への対応モデル

## ◇ポイント

1. 子どもの安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速・正確な連絡と通報

## 【参考】

- 『学校の危機管理マニュアル  
—子どもを犯罪から守るために—』  
(文部科学省平成19年11月発行)



## 【重大な事件、事故発生の場合】

外部との対応	情報収集・整理	教育再開準備	再発防止対策	救護活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録、連絡、報告等</li> <li>・教育委員会との対応</li> <li>・報道機関等との対応</li> <li>・保護者説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの様子</li> <li>・通学路の安全</li> <li>・保護者等の意見</li> <li>・事件・事故の概要と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態に即した短期の指導計画作成</li> <li>・施設、教材等の準備</li> <li>・指導体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理の充実</li> <li>・施設整備の充実</li> <li>・マニュアルの見直し</li> <li>・安全教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の全容把握</li> <li>・健康状態の把握</li> <li>・心のケアへの対応</li> </ul>

# 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズに基づいて、その可能性を最大限に高め、将来の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う。また、児童生徒の相互の交流を通して、社会性や豊かな人間性を育む学校経営を推進する。特別支援教育のさらなる充実をねらいとし、教職員個々の特別支援教育力の向上、及び通常学級における特別支援教育体制の充実を推進する。

## 1 特別支援教育の推進（校内支援体制の整備と教育支援の充実）

### (1) 「校内支援委員会」を設置し、校内支援体制を構築する

系統的な支援を行うための組織と仕組みを構築するために、「校内支援委員会」を設置し、児童生徒、保護者、担任を支える体制を整備する。

### (2) 特別支援教育コーディネーターを複数指名する

大規模の小学校においては、統括する特別支援教育コーディネーターの他に低・中・高学年各1名ずつの計4名、中規模の小学校においては上・下学年各1名の計3名、中学校においては1～3学年各1名の計4名の指名が望ましい。

### (3) 適切な支援・指導を図るための継続的な教育支援を行う

- ① 児童生徒への適切な支援・指導を図るために、在籍異動や転学の可能性がある場合には、校内支援委員会での協議及び保護者の同意のもとに山形市教育支援委員会に判断を依頼し、児童生徒の実態に応じた適正な教育支援を行う。
- ② 山形市教育支援委員会による判断後も、定期的に、又は必要な時に児童生徒の状況について関係者が話し合う継続的な教育支援・相談体制をつくる。

## 2 一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援の充実

### (1) 学級担任や教科担任としての気付きを大切に、児童生徒の実態を把握する

適切な教育支援のスタートは、児童生徒の出している様々なサインに対する担任の気付きである。さらに複数の目による観察を通し、つまずきや困難などの様子を正確に把握することが大切である。

### (2) 関係機関と連携し、個別の教育支援計画を作成する

特別な支援を必要とする児童生徒に関わる様々な関係者（教育、医療、福祉機関等の関係者、保護者など）が、児童生徒の特性や状態などの情報を共有し、教育支援の目標や内容、合理的配慮、関係者の役割分担等について教育支援計画を作成する。

### (3) 個別の指導計画の作成及び特別の教育課程の編成により、支援・指導の充実を図る

- ① 児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、個別の指導計画を作成する。その際、学校における教育目標や教育課程、当該児童生徒の個別の支援計画を踏まえて、一人一人の教育的ニーズを把握し、指導目標や指導内容・方法等をより具体的に盛り込むとともに、保護者と合意形成を図るように努める。また、定期的に適切なスパンで指導計画を評価し、見直していくことが重要である。
- ② 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、個別の指導計画を作成することが望ましい。進級や中学校・高等学校への進学に際しては、個別の指導計画を引き継ぐようにする。
- ③ 特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童生徒の障がいの程度を考慮し、学級の種別に応じた教育課程を編成する。

### (4) 交流及び共同学習を推進する

児童生徒の実態に応じ、特別支援学級と通常学級とにおける交流及び共同学習を行い、社会性を養い、豊かな人間性と多様性を尊重する心を育む。

### (5) 児童生徒主体の進路指導を行う

保護者との共通理解のもと、児童生徒が自己理解を深め、主体的に進路選択ができるよう、一人一人の実態に応じた適切な情報の提供や相談を行い、多様な進路へ対応する進路指導を行う。

## 3 教職員の特別支援教育力の向上(障がいの理解と指導法の充実)

### (1) 校内研修を充実する

「山形市特別支援教育の手引き」等を活用し、LD、ADHD、高機能自閉症等の様々な障がいに関することや、障がいの状態に応じた指導、通常学級における特別支援教育の在り方等について、教職員の共通理解を図る機会を積極的に設定する。

 山形市総合学習センターポータルサイト「山形市特別支援教育の手引き」参照

### (2) 校外の研修への積極的な参加

校外における特別支援教育に関する研修会等を利用し、障がいの特性や特別支援教育について理解を深め、指導の充実を図る。

### (3) 特別支援教育巡回相談により、指導の充実を図る

特別支援教育巡回相談における専門家からの指導・助言を個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映させ、より適切な支援・指導を図る。

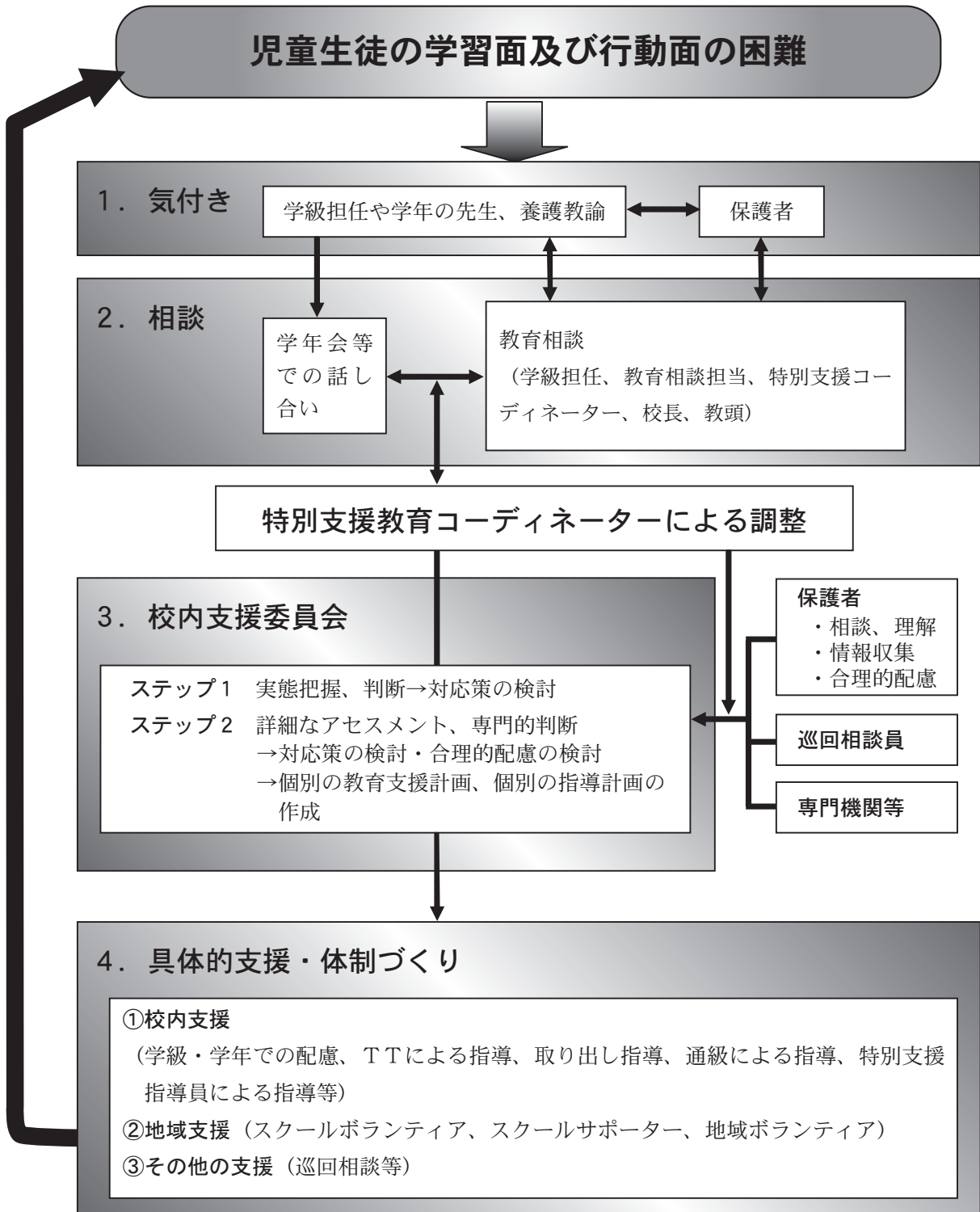
# 特別な支援が必要な児童生徒への対応モデル

## ◇ポイント

- 1 児童生徒及び保護者との信頼関係の構築
- 2 外部の専門家や関係諸機関等との適切な連携
- 3 適切な実態把握と必要な支援内容の明確化
- 4 教職員の共通理解による個々の実態に応じた組織的対応

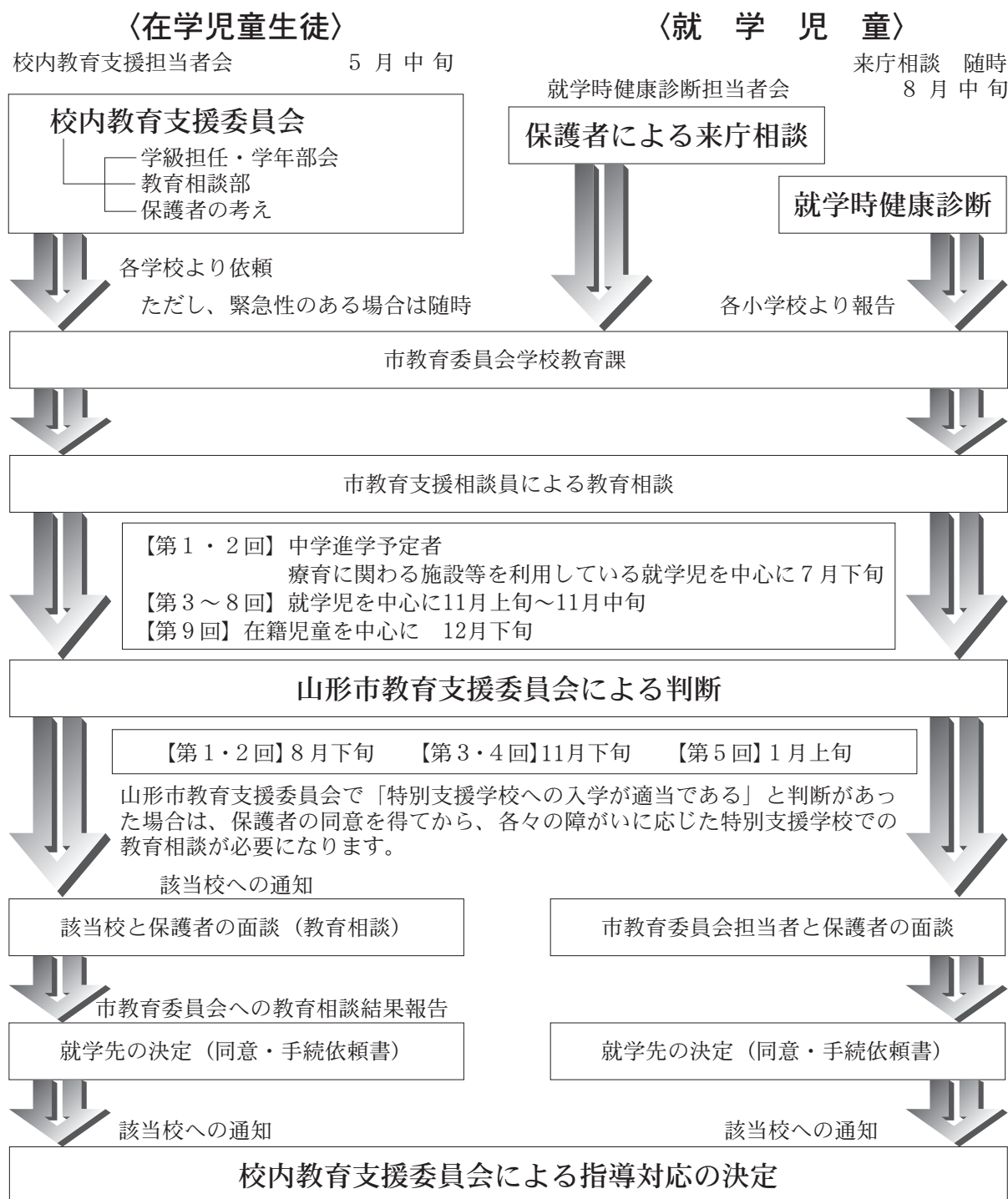
重点  
II

組織的・継続的対応






## 【適切な就学先を判断するための教育支援相談の手順】



市の教育支援相談員との面談を基に児童生徒の実態を客観的に判断し、適切な就学先を助言するのが山形市教育支援委員会です。特別支援学級への入級や特別支援学校への就学及び転学には山形市教育支援委員会の判断を基に話し合い、保護者の同意が必要となります。

- ★ 小学校の言語通級指導教室は第一小学校・第三小学校・第六小学校に設置されています。他校の児童は、指定された設置校へ通級します。

# 子どもの人格を尊重する学校づくりの推進

学校においては、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、一人一人の人格を大切にすることを推進していかなければならない。すべての教職員が、深い愛情をもち、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮しながら、自尊感情が高まるよう適時適切に指導することが大切である。  P24「子どもの自立を支える生徒指導の充実」参照

## 1 児童生徒理解に基づく心に響く指導を

### 「共感的な対話」で子どもの気持ちに寄り添う

子どもは未熟な存在であり時折過ちを犯すこともあるが、「良くなりたい。伸びたい。」という気持ちを誰しもが持っている。問題となる行動があっても、その子のよさを見付け、認め、伸ばすチャンスと捉え、子どもの話をよく聴き、その背景を押し量りながら、正しい判断ができるよう指導していく。

### 信頼関係を築く教師のコミュニケーション能力

子どもは、自分のことを分かってくれているという信頼感があることで、安心して心を開き、教師の思いや言葉を素直に受け止めることができる。そのためにも、次にあげるような能力を高めるべく修養に努める。

- 子どもをよく観察し、小さな変化を見付け声をかけたり、努力を継続していることを認めたりできる。
- 相手の目線で、表情を観察しながら、うなずいたり相槌を打ったりしながら話を聴き、相手の本心を聴き出すことができる。
- 教育上必要と認められる場合は、冷静に毅然と、相手の心に響く言葉を選んで、教師の思いを伝えることができる。

## 2 体罰・暴言等の不適切な行為の絶無に向けて

体罰はもちろんのこと、子どもの人格を否定する言葉、威圧的な言葉などは、児童生徒の人権を侵害するだけでなく、心に深い傷を残し、学校に対する信頼を著しく失墜させるものである。同時に、このような行為は、児童生徒を萎縮させ、自立を阻害し、不登校の一因や、暴力容認の雰囲気醸し出し、いじめの要因になる場合もある。「体罰は愛のむち」という誤った考え方とは一線を画し、心に余裕をもち、丁寧な言葉で毅然と指導することを、平日頃から心に刻み指導にあたらなければならない。

### 組織的・計画的な指導体制

どんな教師も、なかなか思うように指導が通らず、悩みを抱えることはある。それを一人で抱えれば、苛立ちや焦りが募り、感情的な指導に陥りやすくなる。自分の指導の仕方について、常に同僚と話をしたり相談したりできる職場づくりが重要である。特に、指導が困難な場合は、役割分担を決め、長期的な見通しに立ち、組織的・計画的に対応していくことが、子どものみならず教師の成長にも役立つものとする。

 山形県教育委員会「体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」参照

〈学校を創る重点〉

## Ⅲ 連携による教育の充実

# 「チーム学校」の推進

社会全体における価値観の多様化が急激に進行している現在、集団生活の中で望ましい人間関係づくりに難しさを感じる子どもが増え、いじめ・不登校など集団や社会への不適応行動などの問題が深刻化している。また、家庭においては、少子化や核家族化に伴い、兄弟姉妹の縦の関係による人間関係づくりや、高齢者との交流の場が減少し、規範意識の低下などが指摘されている。さらに、地域においては、かつての住民同士の強い結び付きを大事にした伝統的な地域共同体が揺らぎ始めている。

これらの課題解決にあたっては、学校が主体となって具体的な取組を展開していくことが望ましい。子ども一人一人を大切にしようとする教師集団の熱意と情熱が、家庭や地域を動かす推進力になり得るからである。学校・家庭・地域、さらには学校間・校種間の連携・協力の重要性と今後の方向性についても、再認識する必要がある。

子どもの自己実現や課題克服のために、教職員全員で情報を共有し、教育の方向性を確かめ、「チーム学校」による強固な連携で教育活動を展開していくことはとても重要である。子どもの成長という「縦糸」に、教職員同士さらには、家庭・地域との連携でなされる「横糸」が重なることによって、魅力に満ちた安心できる学校が紡がれていく。

## 1 教員間の連携

### (1) 子どもの自己実現に向けた「組織力」を高める

日常的に「子どもの自己実現に向けた教育活動を創造し、展開していく」という営みを、担任のみならず学年担任団でコーディネートしなければならない。しかし、自己実現のための確かな方針や方策がなければ、子どもたちに確かな力を付けていくのは容易なことではない。その拠り所となるのは組織における意識の共有化にある。その具体的な取り組みとしては、次のようなことが考えられる。

- 自己実現を推進していくための組織体制を確立する。
  - 例 ・「研究推進委員会」が、子ども主体の活動を推進する。
  - ・校務分掌に「育ち推進プロジェクト」等を位置付け、子ども主体の活動を推進する。
- 全校や学年で実施する行事等についての事前会議では、活動の進め方や役割分担などの形式面だけでなく、求める姿や具体的な支援などについても、実際の活動場面を想定しながら十分に話し合う。(活動内容の共通理解、自己実現に対する意識の共有化)
- 児童生徒理解や子どもを支援する教師の意識の在り方について、子どもの実際の姿を基に、日常的に教職員で語り合う。(OJTの活性化)
- 活動後の教職員の振り返りでは、活動の進み具合や仕事の利便性などだけでなく、子どものどんな力が高まったかを具体的な姿で語ったり、今後の課題についての方策を練ったりすることを重視し、子どもの自己実現に関する意識の共有化を十分に図る。

## (2) 危機回避と問題解決に向けた「組織力」を重視する

危機回避と問題解決に向けた「組織力」を発揮するための第一歩は、管理職もしくは担当教職員への「確実な報告・連絡・相談」である。校内外で起きた諸問題、保護者・地域からの要望や危険情報、児童生徒の家庭内で起きている問題状況などを、教職員一人の中に留めておいてはならない。また、教職員一人に抱えこませてはならない。日常的な「報告・連絡・相談」が確実に行き渡るような、風通しの良い「組織体制の確立」と「気軽に語り合える同僚性の構築」が求められる。

子どもの成長や安全を脅かす、すべての状況に対して、組織で実情や原因を把握し対応していくことは、安全・安心な学校にするための極めて重要な要素である。

## 2 学校の教育力・組織力のさらなる向上のために

子どもや学校の抱える課題の解決や、子ども一人一人の豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。学校内において、いくら業務改善の取り組みや組織体制の強化を図ったとしても限界がある。そのためには、保護者や地域（専門機関を含む）の学校に対する理解やよりよい関係の構築をめざすためにも、「チーム」としての学校の在り方を、今後さらに模索していかなければならない。保護者や地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、学校の教育力・組織力を向上させ、学校・家庭・地域が一体（**チーム学校**）となってより良い教育の実現に向けて取り組むことが大切である。

## 学校間・校種間の連携

山形市においては、これまで学校ごとに児童生徒理解を深めるために、様々な取り組みをしてきた経緯がある。「子どもを語る会」、「ケース会議」、児童生徒との「面談」、保護者との「情報交換」など、学校ごとに様々な手法を凝らしながら積極的に取り組んでおり、それらが市内の子どもたちの現状に反映していると考えられる。

また、そうした取組の中で見えてきた児童生徒の実態について、幼保小・小中間での情報交換も進められてきた。校種が違って、成長を支援する対象としての子どもは同じであることを考えると、学校間・校種間で、児童生徒理解のみならず、各校の取り組みのよさや価値を共有できるまで十分に話し合い共通理解を図ることは、教育活動を進める上で必要不可欠である。前述のような連携を強化することにより、「緩やかで一貫性のある接続」が可能となり、次のような教育効果が期待できる。

- 児童生徒の自尊感情や自己肯定感等を継続的に高めることができる。
- いじめ等の問題行動の未然防止に繋がる。
- 小1プロブレムや中1ギャップなどの不適応の減少に繋がる。
- 児童生徒の安全を脅かすものに対して、迅速かつ適切な対応ができる。
- 深い児童生徒理解のもとに教育活動を展開していることに対する保護者の信頼を得られる。

# 家庭・地域との連携

子どもの確かな成長につながる連携を構築するには、相互の信頼関係が大切である。そのためには、互いを尊重し合い、「学校は家庭・地域に開く」「家庭・地域は学校を支援する」「互いの思いや考えに寄り添い、強固な繋がりをつくっていく」などの互恵的信頼や協力関係の構築が重要である。その起点となるのは、「常日頃からの人間関係づくり」と、生きる力に繋がる「教育実践の発信」である。

## 1 保護者と共に考える姿勢を重視する

- (1) 保護者の声に十分に耳を傾け、共に考える姿勢を大切にしながら、願いや悩み等を共感的に受け止める。
- (2) 児童生徒や保護者との対話等から、学校の様子や教師の願いがどのように家庭に伝わっているのかを把握し、指導に生かす。
- (3) 児童生徒のよりよい成長を願うのは、学校も家庭も同じであり、教師が保護者に指導する立場にあるわけではない。学校でのトラブルを保護者に伝える場合は、事実を明確に把握した上で、「家庭の協力を求める姿勢」を念頭において丁寧に対応する。
- (4) 児童生徒の頑張りや力の高まりが見えたときには、教師としての喜びや感動をすぐに保護者に伝える。学校からの一報が入るのは「悪いことが起きたときだけ」と思われるのは、保護者との信頼関係を築いていく上で大きな弊害になる。

## 2 実践している教育実践に関する情報を発信する

- (1) 教育方針・重点（価値観・実践力・資質・能力・主体性等を育てるために、学校として重視していること）について、十分な理解を得る。
- (2) 児童生徒の未来を見据えて、どんな力が必要なのか。そのために、どんな活動を重視しているのか。活動の過程で、どんな児童生徒の意識や行動の変容が見られるようになってきたのか。それを今後どのように生かしていくのか。それらを具体的な児童生徒の姿や教師の支援の方向性が分かるように、保護者や地域に発信する。

## 3 家庭や地域との連携・協力を推進する

- (1) 児童生徒の成長の跡が見える評価と家庭への連絡の在り方を工夫し、学校での学習や生活の様子等について丁寧に知らせる。また、家庭の理解と協力を得ながら、児童生徒をさらに高めるための指導にあたる。
- (2) 学校・家庭・地域が三位一体となって、児童生徒の発達に応じた体験活動などを通して、自主的・自立的な生活態度や忍耐力の育成を図る。
- (3) 連携システムを構築したり、具体的に活動を進めたりする際には、学校・家庭・地域の各関係者が、様々な機会を捉え、地域社会におけるニーズや目的を共有し、理解と納得を得ながら展開する。

# 各教科等の指導の指針

## ◆ 共 通

### 指導の重点と指導上の留意点

- ① 児童生徒が自ら課題を見付け、自ら考え、主体的に解決する単元構成の工夫
  - ・ 単元や本時で養う資質・能力を明確にし、「目標－課題－まとめ」の整合性、指導と評価の一体化を図る。
- ② 魅力のある課題の設定と学ぶ意欲が高まる課題提示
  - ・ 学習課題が児童生徒にとって必要感・切実感のある問い（児童生徒が見出した問い）になるようにする。
  - ・ 一人一人が解決の見通しをもって取り組める手だてや支援を具体的に考える。
- ③ ねらいを明確にした交流の設定
  - ・ 活動のねらいと支援や手だてを明確にして、児童生徒の考えを把握し、思考を深める問い返しや意図的な指名をする。
- ④ 学びや高まりを実感する「まとめ」や「振り返り」を通した学習内容の確実な習得と、学習意欲の喚起
  - ・ 付きたい力に沿った適切な評価をし、補充・発展の時間を設定するなど、個に応じた指導を行う。
  - ・ 児童生徒が、自分の変容や学んだことのよさを実感し、学んだことの活用や今後の学習意欲につながられるように、まとめや振り返りを通して児童生徒の思考を価値付ける。
- ⑤ 学んだことを各教科等や実生活に結び付けたり、活用したりする態度の育成
  - ・ 各教科、道徳、特別活動、外国語活動及び総合的な学習の時間、実生活との関連を図り、それぞれのねらいが一層生かされるようにする。

☞ 学習過程等の具体については、P 6～7「主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進」を参照

## ◆国語

指導の重点
○ 国語の能力の根幹となる、国語による表現力と理解力とを育成し、伝え合う力を高める。このことを一層明確にして授業を行い、小学校においては日常生活に、中学校においては社会生活に生きて働く言語能力の育成を図る。
指導計画作成のポイント
① 義務教育9年間を通じた系統性や各領域の指導時数を踏まえ、年間指導計画を作成する。 ② 年間指導計画には、指導期間、教材名、指導時数等の他に、単元で取り扱う学習指導要領の指導事項や言語活動例について記号等を用いて明記し、児童生徒の言語能力の確実な育成に資する。 ③ 読書活動の充実を図るために、学校図書館の計画的な活用を年間指導計画に位置付ける。
指導上の留意点
① その単元ではどの領域のどのような言語能力を育成するのかを明確にする。 ② 学習指導要領に示された言語活動例を踏まえて、児童生徒の実態に即した主たる言語活動を設定する。 ③ 国立教育政策研究所「評価基準のための参考資料」等を参考にして、単元の展開の中で、めざす言語能力に基づいて、それぞれの活動におけるめざす児童生徒像を明確にし、指導内容・方法を具体化する。 ④ 相手意識や目的意識を明確にもたせ、必要感をもって学習に取り組めるようにする。 ⑤ 児童生徒と教師、児童生徒同士、テキスト、さらには自分自身との「対話」の場面を意図的に設け、伝え合う力や分かり合おうとする態度の育成を図る。 ⑥ 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」は、各領域の指導を通して、系統的・計画的に指導する。特に、古典については、小学校と中学校の系統性を大切にし、古典への興味・関心を育むようにする。

## ◆社会

指導の重点
○ 社会的事象を多面的・多角的に考え、社会的な見方や考え方を養い、根拠をもとに思考・判断・表現する力を培う。 ○ 体験的な活動や様々な資料の活用を通して、地域や我が国の国土、歴史、現代社会などについて理解や認識を深める。
指導計画作成のポイント
① 公民的資質の基礎を養えるよう、生活科と社会科の接続、学年の系統性、各分野相互の関連を考慮する。 ② 単元の基礎的・基本的な内容を明確にし、指導内容の重点化を図る。 ③ 地域の特徴や児童生徒の実態に応じて、観察や調査・見学などの作業的・体験的な活動やそれに基づく表現活動を効果的に位置付ける。
指導上の留意点
① 社会的な見方や考え方を養うための言語活動の充実を図る。比較・関連・総合といった考える視点を生かして考えを再構成する活動や考えを自分の言葉でまとめて伝え合い、互いに考えを広げたり深めたりする活動を設定する。 ② 直接的な活動を通して社会的事象を理解し認識できるよう、作業的・体験的な活動を重視する。作業的活動では諸資料を適切に収集、選択、処理し、思考・判断した内容を豊かに表現する活動を設定する。 ③ 児童生徒の主体的な学習が促されるよう、単元構成の工夫に努める。単元全体を通じた課題解決に向けての小課題の追究や、児童生徒の思考の流れを生かした連続的な課題による考えの深化等、魅力ある単元構成の設定と教材開発を行う。 ④ 児童生徒にとって身近な地域素材を積極的に活用し、興味・関心を喚起する授業づくりを行うとともに、郷土に対する理解と愛情を深める。博物館等の施設利用、遺跡や文化財の観察、地域史の活用、地方行政の調査等、地域の特徴を生かした授業づくりに努める。



## ◆算数、数学

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 算数的、数学的活動を通して、学ぶことの楽しさや算数、数学のよさを実感し、それらを進んで生活や学習に活用しようとする態度を養う。</li> <li>○ 数量や図形についての基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して事象を数理的に考察・判断し表現する能力を高める。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内容の系統性や関連性と子どもの実態を踏まえ、適切な反復による学習指導を進める。</li> <li>② 算数的、数学的活動を効果的に位置付け、基礎的・基本的な知識や技能を習得するための学習やそれを活用する学習など、バランスのとれた指導計画を作成する。</li> <li>③ 評価の4観点について評価規準を明確にし、評価を生かした指導ができるようにする。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常の事象や既習事項との関連を図りながら、教科の本質に迫る課題設定を行う。</li> <li>② 算数的、数学的活動のねらいとその効果をよく吟味する。特に、言葉や数、式、図、表、グラフを用いて問題を解決したり、それらに関連付けて説明したりする言語活動を充実させる。</li> <li>③ 共に学び合うよさや数学的な見方・考え方の広がりや深まりを実感する場を設定する。</li> <li>④ 帰納、類推、演繹等の数学的な推論の場を、学習の目的や発達段階に応じて適切に位置付け、論理的に考察する素地を養う。</li> </ul>

## ◆理 科

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然の事物・現象に進んでかかわり、飼育・栽培、観察・実験を通して自然に親しみ、自然を愛する心情を育てる。</li> <li>○ 目的意識をもって問題を解決していくことを通して、科学的に探究する能力を育てるとともに、科学的な見方や考え方を養う。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒の実態をもとに、子ども主体の学習活動を展開したり、地域の素材を活用するなど実生活との関連が実感されていったりするような指導計画を工夫する。</li> <li>② 「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」といった内容のつながりや学年、単元を越えた実験器具の活用などの観察・実験の取り組み方のつながりを意識した基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。</li> <li>③ 自然・科学体験活動をもとにした児童生徒の問題解決を通して、児童生徒に身に付けさせた資質・能力を明確にした指導計画を作成する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然・科学体験活動をもとに問題を見出し、予想や仮説を立て、実験を計画することを重視する。その際、予想や仮説の根拠を交流することで、実験の目的を明確にする。</li> <li>② 観察・実験の結果を整理し、問題や予想に照らして考察することを重視する。その際、データの整理・分析の技能を高めたり、予想と結果が違ったときに再考する場を保障したりすることで問題解決の質を高めていく。</li> <li>③ 児童生徒の主体的な問題解決のために、安全で、子どもが使いやすい理科室・準備室の整備に努める。</li> </ul>

## ◆音 楽

指 導 の 重 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒がねらいやめあてを明確にもち、主体的に楽しく表現や鑑賞の活動を通して、音楽的な感動体験を積み重ね、音楽を愛好する心情や音楽に対する感性を育てる。</li> <li>○ 年間指導計画の中にバランスよく学習内容を位置付け、指導と評価の一体化を図りながら、音楽的な資質や能力を系統的に培う。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 表現及び鑑賞の各活動を通して、〔共通事項〕の指導が十分に行われるように、題材の配列と内容構成、時数配分に配慮して年間指導計画を作成する。</li> <li>② 歌唱、器楽、創作、鑑賞の各活動を有機的かつ効果的に関連させることによって教科及び学年の目標を実現していくように、内容の構成や主題の設定、適切な教材の選択と配列などに配慮する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 表現領域では「どのように表すかについて思いや意図をもつ過程」を、鑑賞領域では「楽曲の特徴や演奏のよさ、自分にとっての価値を考える過程」を大切にす。</li> <li>② 創作の指導では「つくるための手がかりとなる条件を適切に設定して示す」と「自由な発想を大切にす」ことの両者のバランスを図る。</li> <li>③ 鑑賞の指導では、自分が感じ取ったこと、その理由としての音楽的な特徴、自分にとっての価値などを、思考・判断し、表現することによって、主体的・創造的に味わって聴くことができるようにす。</li> <li>④ 言語活動では、音楽の表情や雰囲気などと、それらを生み出している音楽的な特徴を関連付けて、音楽に関する用語などを適切に用いて言葉で表すことができるようにす。</li> </ul>

## ◆図画工作、美術

指 導 の 重 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒一人一人の思いや願い、色・形・素材へのこだわりを大切にす幅広い表現や鑑賞の活動を展開し、感性を働かせながらつくりだしたり創造活動を行ったりする喜びを味わわせるとともに、美術の基礎的な能力を伸ばし豊かな情操を養う。</li> <li>○ 国内外の美術作品、児童生徒の作品や材料、道具、製作（制作）の過程なども対象とした鑑賞活動の充実を図り、鑑賞の基礎的な能力を育成するとともに、生涯にわたって創作活動や美術を愛好する心情を育てる。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学校においては、6年間の発達段階を見通した、低・中・高学年ごとのまとまりのある年間指導計画を作成す。また、ねらいや内容に沿って子どもが試行錯誤を繰り返しながら、じっくりと造形活動に取り組むことができるよう工夫す。</li> <li>② 中学校においては、特定の分野に偏ったり、内容が漏れたりすることがないよう留意す。特に、1学年では年間45単位時間の中ですべてを扱うため、比較的短時間ででき、効果的に表現の能力が身に付くような題材を適宜取り入れる。また、2・3学年では、より質の高い学習をめざすために、一題材にかける時間を考慮す。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 表現および鑑賞において共通に働く資質や能力である〔共通事項〕について、各活動で十分な指導を行う。</li> <li>② 個々の特性や学習状況を見極め、一人一人の構想や表現のよさを多様な方法で評価し、励ますことによって、主体的な表現の意欲を高め、自己表現を果たしていく態度が形成されるようにす。</li> <li>③ 鑑賞の指導にあたっては、言語による考えの整理や児童生徒同士のかかわりを充実させ、発想を広げたり深めたりするとともに、つくりだす喜びや新たな美的価値に気付くことができるようにす。</li> </ul>

## ◆体育、保健体育

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるために、運動の楽しさや喜びを味わいながら知識・技能を確実に身に付けることができるようにするとともに、運動を適切に行って体力を高め、心身の調和的発達を図る。(心と体を一体としてとらえる)</li> <li>○ 児童生徒の発達段階に応じた運動の適時性・系統性を考慮した年間指導計画を作成し、指導内容の明確化と指導と評価の一体化を図った授業改善を進めることで基礎基本の確実な定着を図る。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年間指導計画を作成する際は、小・中・高までの校種間の接続と4-4-4の発達段階のまとまりを踏まえて体系化が図られた指導内容の系統性を十分考慮し、2年間を一つのまとまりとして運動の取り上げ方を弾力的にとらえることで、単元の時数確保に努めるとともに指導内容の確実な定着を図る。</li> <li>② 単元計画を作成する際は、児童生徒が主体的に学習し、指導内容を確実に身に付けることができるよう、「運動の特性」「児童生徒の実態」「学習のねらい」「学習過程」「毎時間ごとの指導内容と評価」を明確にする。</li> <li>③ 保健分野と体育理論については、体育領域の学習内容や他教科の学習内容に応じ、継続的に取り扱ったり集中的に取り扱ったりすることで、効果的な学習ができるようにする。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運動領域・運動分野では、運動の量と質が確保され、目標が確実に達成できるよう、場の工夫を十分に行う。また、個に応じた具体的なめあてをもたせることで、達成感・成就感を味わうことができるようにする。</li> <li>② 保健領域・保健分野では、実習や実験・課題学習等を積極的に取り入れ、科学的な理解を深め、日常生活での実践力につながるようにする。</li> <li>③ 教え合いや作戦、発表、振り返り等の言語活動を充実させるために、思考・判断するための基となる知識・技能を学習する場面を予め設定しておく。</li> <li>④ 個々の学習状況を的確に捉えるために、振り返りの時間や学習プリントへの記入の時間を設定し、評価に資するとともに授業改善に積極的に生かすようにする。</li> </ul>

## ◆家庭、技術・家庭

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分と生活とのかかわりを考えながら生活への関心を高めるとともに、社会や家族の一員としての自覚をもち、進んで自らの生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を育てる。</li> <li>○ 実践的・体験的な活動を通して、生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を身に付けさせ、変化の激しい現代社会の中で主体的に生き抜くための能力と態度を養う。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 履修学年全体を見通すとともに、系統的な指導を行うため小中連携を視野に入れた指導計画・評価計画の改善・充実に努める。</li> <li>② 題材の設定・配列にあたっては、知識・技能の段階的学習に配慮しながら、学習内容を有機的に関連・発展させる。</li> <li>③ 問題解決的な学習や実践的・体験的な学習活動を一層重視する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 実習や観察・実験、研究・調査などの実践的・体験的な学習活動の充実を図り、問題解決能力を育てる指導を工夫する。</li> <li>② 学習した内容を生活の中で活用しようとする意欲を喚起させる指導を工夫し、家庭や地域社会との連携を図る。</li> <li>③ 道具等の適切な使い方、用具類の手入れや保管及び服装等に留意し、事故の防止と衛生・安全管理を徹底する。</li> </ul>

## ◆外国語活動

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国語での多様な活動を通して、日本語を含めた言葉の大切さや豊かさに気付かせるとともに、その背景にある文化を尊重する気持ちを養う。</li> <li>○ 言語の実際の使用場面や働き及び児童の興味・関心に基づく指導の充実を図ることにより、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国語活動の目標を踏まえ、2年間を通してそのねらいが達成されるよう、児童の実態や地域の実情に応じて各学年の目標を設定する。</li> <li>② 他教科で学習したことを活用したり普段の生活体験を考慮したりするなど、児童の興味・関心に基づいた指導内容や活動を工夫する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童にとって身近なコミュニケーション場面を設定する。</li> <li>② 外国語を使って自分の考えを伝えたり、相手と気持ちや考えを共有したりするような言語活動を工夫する。</li> <li>③ 情報ネットワークや視聴覚機器などを効果的に活用する。</li> <li>④ ALT等とのコミュニケーション体験を充実させ「学んだ外国語」が「使える外国語」に実感できる場を設定する。</li> </ul>

## ◆外国語（英語）

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 言語の実際の使用場面や働き及び生徒の興味・関心に基づく指導の充実を図ることにより、言語活動や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。</li> <li>○ 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を総合的に育成し、実際のコミュニケーションを目的として英語を運用する力の基礎を養う。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国語科の目標を踏まえ、小学校外国語活動との接続を考慮しながら、生徒の実態や地域の実情に応じて各学年の目標を設定する。</li> <li>② 外国語教育全体を見通す大きな視点を持ち、その中での各学年、各単元の指導を系統的に組み立て、さらには一つ一つの授業の位置付けを意識しながら指導できるように努める。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学校での学習内容を踏まえ、それを生かした指導計画を工夫する。</li> <li>② 各学年、各単元の系統的な指導計画に基づき、毎時間の授業の指導と評価の一体化を図る。</li> <li>③ 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を育成するための総合的（バランス）かつ統一的（関連付け）な言語活動を工夫する。</li> <li>④ 互いの考えや気持ち、事実などを英語で伝え合う活動を充実させるための効果的な学習形態を工夫する。</li> <li>⑤ ALT等とのコミュニケーション体験を充実させ「学んだ英語」が「使える英語」に実感できる場を設定する。</li> </ul>

## ◆生 活

指 導 の 重 点
○ 具体的な活動や体験を通して、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。
指 導 計 画 作 成 の ポ イ ン ト
① 学校や地域の特色、児童の実態等に配慮するとともに、内容をバランスよく学習できるよう、適切に単元を配列するなど、年間指導計画を工夫する。 ② 複数の内容を組み合わせたり、他教科等との関連を図ったりするとともに、子どもが学校や地域の素材・人材と繰り返しかかわることができるよう、単元構成を工夫する。 ③ 子どもの発達段階や幼児教育からの学びの連続性を意識し、合科的・関連的指導を行うなどの工夫により、スタートカリキュラムの内容を更に充実させる。
指 導 上 の 留 意 点
① 人や社会、自然とかかわる活動を充実し、児童が自分自身についての理解を深め、気づきを明確にし、気づきの質を高めるための多様な学習活動を工夫する。 ② 表現方法の多様さ、情報の双方向性、感情の交流等に留意しながら、伝え合い交流する活動の場の設定と学習活動の充実を図る。 ③ 活動の中で想定される子どもの姿を具体的にイメージした上で、子どもの気づきに共感したり、価値付けしたりするとともに、子どもの学習状況を適切に評価する。

## ◆特別の教科である道徳

指 導 の 重 点
○ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多角的・多面的に考え、自己の生き方や在り方を深める学習を通して、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲・態度等の道徳的实践力を育てる。 ○ 温かい人間関係の中で、道徳的価値を自分とのかかわりで捉え、自己理解を深めることを通して、自己の未来への夢や目標がもてるようにする。
指 導 計 画 作 成 の ポ イ ン ト
① 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての道徳の時間（道徳科）であることを前提として、児童生徒の実態や学校・家庭・地域の実情に応じて、内容項目の重点化や相互関連を図る。 ② 学校の教育活動全体と道徳の時間（道徳科）との関連を図る。 ③ 家庭や地域との連携を視野に入れて、その目的や方法を具現化し、年間の見通しの中に位置づける。
指 導 上 の 留 意 点
① 児童生徒の実態を捉え、心が動く教材を開発したり、具体的な場面における体験的な表現活動を工夫したりして、道徳的实践を核とした授業を創造する。 ② 子ども自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるように授業を展開し、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫する。 ③ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。 ④ 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るために、道徳の授業を公開したり、授業の実施もしくは地域教材の開発や活用などに、家庭や地域の人々・各分野の専門家等の積極的な参加・協力を得たりするなどの工夫を取り入れる。

## ◆総合的な学習の時間

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。</li> <li>○ 問題の解決や探究的活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てるとともに、自分のものの見方や考え方を自覚しながら自己の生き方を考えることができるようにする。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域・児童生徒の実態に応じて、「各学校で定める目標」「育てようとする資質や能力及び態度」「各学校で定める内容」を明確にした全体計画の作成と見直しを行う。</li> <li>② 「探究的な活動になっているのか」「自己の生き方を見つめる活動になっているのか」を視点として、育てようとする資質や能力及び態度と内容の両者を意識した年間指導計画の作成及び見直しを行う。</li> <li>③ 活動ありきではなく目標に照らした評価を行い、児童生徒の具体的な活動の様子を考慮して見直しを図る。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 問題意識や活動の意図・目的を明確にしていくことで、思考を深め主体的に探究的な学習を展開していくことができるように支援する。その際、地域の特色や人材の活用を積極的に行っていく。</li> <li>② 多様な情報を活用して考えたり、協力して問題を解決したりする協同的な学びを展開する。その際、思考ツールの活用やその子らしさが発揮される表現活動を取り入れていく。</li> <li>③ 育てようとする資質や能力及び態度と内容に照らし合わせて評価規準を作成し、指導に生かす。その際、行動の記録や児童生徒の振り返りなどにより、児童生徒の実態をしっかりとらえていく。</li> </ul>

## ◆特別活動

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする、自主的・実践的な態度の育成を図る。</li> <li>○ 豊かな体験活動を通し、主体的に人間としての生き方や在り方についての考えを深め、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒の発達段階、学級や学校の実態、地域のよさをもとに、目標を定め、創意工夫を生かした特色ある活動を創造する。</li> <li>② 全教師が指導の在り方を共通理解し、児童生徒による自主的で実践的な活動が助長されるようにする。</li> <li>③ 児童生徒が地域の伝統文化、地域の人や自然との関わり、奉仕勤労などの豊かな体験ができるように、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「なすことによって学ぶ」という特別活動の特性をふまえ、児童生徒の思いに寄り添い、学びの質を高める支援を吟味しながら活動過程を創造する。</li> <li>② 児童生徒の活動が効果的に展開されるように、学級活動と児童会（生徒会）活動及び学校行事等の内容相互の関連を図るよう工夫をする。</li> <li>③ 自分たちでよりよい生活を築くための話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、児童生徒の人間関係を形成する力を高める活動などを充実するよう工夫する。</li> </ul>

各種教育施設  
学校教育関係主要事業  
年間計画

# 山形市総合学習センター

## 教育・文化・情報・科学の拠点 学びの場、体験研修の場

〒990-0832  
山形市城西町二丁目2-15  
TEL645-6163 FAX645-6164  
URL : <http://www.ymgt.ed.jp>  
E-mail : [center@ymgt.ed.jp](mailto:center@ymgt.ed.jp)

### 1 総合学習センターの目的

教育関係者の研修・研究、科学教育の推進充実、教育の情報化推進、教育相談及び市民の文化・芸術等の講座等、総合的な「学習の場」として、市の教育及び文化の振興を図る。

### 2 事業

- (1) 学校教職員の研修、実技講習
- (2) 教育に関する情報収集、提供
- (3) 子どもの教育相談・発達相談・幼児ことばの相談
- (4) 適応教室「風」（不登校児童生徒対象）の運営
- (5) 教育の情報化推進・ネットワークの管理運用
- (6) 児童生徒・一般市民対象の学習会、講座等
- (7) 学校教育に関する調査研究（山形市教育研究所）
- (8) 理科教育に関する研修、研究（山形市理科教育センター）

### 3 施設の概要（全館冷暖房完備）

1 階	図書資料コーナー、教育相談室、言語相談室、プレールーム
2 階	科学研修室、作業室、不登校通級生の適応教室（中研修室） 実験台12台、理振法に基づく設備・備品各種
3 階	コンピュータ研修室、ネットワーク管理室、多目的研修室、小研修室 実習用PC24台、デジタル動画編集システム、高速インターネット環境、 他周辺機器各種、山形市教育情報ネットワーク各種サーバ、グランドピアノ、シンセサイザー、 ドラム一式等楽器各種、映像・音響設備

### 4 利用について

総合学習センターは、市の「教育・文化・情報・科学の拠点」を目指して、教育委員会が教育に関する各種事業や業務を行う場所であるが、事業や業務に支障のない場合は、一般の利用者にも貸出を行う。このため、校内研修や自主研修での利用も可能となっている。

- (1) 開館時間 午前9時～午後10時
- (2) 利用時間
  - ① 研修室の利用（午前9時～午後9時30分まで）
  - ② 研修室の利用受付、備品借用予約（午前10時～午後5時まで）
  - ③ 教育相談（午前10時～午後4時まで、但し受付は午後3時30分まで）
  - ④ 教育図書・資料、物品の借用・返却（午後5時まで）  
※ 但し、事前に連絡があれば、午後9時まで
- (3) 休館日
  - ① 月曜日（第3日曜日の翌日を除く）
  - ② 第3日曜日とその前日の土曜日
  - ③ 国民の祝日
  - ④ 1月1日～1月3日及び12月29日～12月31日
- (4) 使用手続
  - ① 使用希望月前月の最初の開館日から申し込み受付
  - ② 使用日の前日までに、申請書を提出

その他の詳細は、上記ホームページにアクセスしてください。



# 山形市理科教育センター

TEL : 023-645-6163

## 1 山形市理科教育センターの目的

山形市理科教育センターは、理科教育の振興・充実を図ることを目的として、昭和34年に開設された。理科教育の研究活動、さらにはその成果を普及させる活動を通して、現職教員の理科授業に対する資質向上と児童生徒の科学する心の啓発に寄与してきている。

## 2 重点目標

- (1) 小学校・中学校教員の研修の充実と指導力の向上
- (2) 児童・生徒の理科研究の推進と科学教室の充実
- (3) 理科教育センター事務局員等の研修の充実
- (4) 理科薬品の管理の指導

## 3 事業内容

- (1) 小学校・中学校教員の研修に関すること
  - ① 小学校理科実践講座
  - ② 観察・実験技能向上講座
  - ③ 理科主任研修会（小中学校ともに職務研修として実施）
  - ④ 野外観察講習会
  - ⑤ わくわく生き物講座
  - ⑥ 理科授業づくり講座
  - ⑦ 生活科・総合授業づくり講座
  - ⑧ 授業研究会
- (2) 児童・生徒対象の事業に関すること
  - ① 児童・生徒理科研究作品展
  - ② 児童・生徒理科研究発表会
  - ③ 科学教育・教室の推進
  - ④ 中学校「科学教室」
  - ⑤ 理科研究相談会
- (3) 運営委員・事務局員等の研修に関すること
  - ① 理科実践講座の事前学習会
  - ② 運営委員、事務局員等現地研修会
  - ③ 山形県理科教育センター協議会総会・事務局員研修会
- (4) 理科薬品の管理と処理に関すること
  - ① 理科薬品の管理の指導
  - ② 実験廃水の処理等
- (5) 理科教育に関する資料の収集・刊行物等に関すること
  - ① 理セ「要覧」
  - ② 理セ「年報」
  - ③ 「自然の観察」
  - ④ 「児童生徒理科研究発表誌」
  - ⑤ 「自由研究の手引き」
  - ⑥ 理科実践講座資料
  - ⑦ 指導資料等の収集・作成
  - ⑧ 観察実験材料等の配付、備品の貸出し

### 山形市理科教育センターホームページ

<http://www.ymgt.ed.jp/rikacenter/YAMAGATASIRISE.html>

研修で使った資料や研修の実際、授業の教材等で活用できる情報、自由研究の手引き、文部科学省などで出されている資料へのリンクなど、先生方の理科授業を支援する内容で構成されています。ご活用ください。

山形市総合学習センターポータルサイトからも閲覧可能です。

# 山形市教育情報ネットワークシステム

## 1 教育情報ネットワークシステムの目的

山形市総合学習センターに山形市教育情報通信ネットワーク拠点としての機能を整備し、山形市内の小学校、中学校及び教育関係機関に対して授業で活用するための教育情報サービスシステム等を構築することで、教員及び児童生徒の教育活動、学習活動を支援し、山形市の教育の質的な改善と情報教育の推進に資する。

## 2 システムの利用者

市立小学校・中学校及び教育機関に所属する児童生徒及び教職員・教育関係職員

全ての利用者が、個人ユーザー権限により電子メールをはじめとする各種機能を利用することができる権利を有すると同時に、ネットワークを安全かつ適切に活用する義務を負う。

## 3 システムの主な利用機能

掲載外機能については本システムを直接参照

システム	機能
WWWサーバシステム	各学校及びセンター、教育機関のホームページを掲載、発信
メールサーバシステム	インターネットを介して電子メールの送受信
TV会議システム	インターネットを利用し、最大20台同時接続してのビデオ会議
VODシステム	収録、購入、提供された動画を蓄積、配信
学習情報データベースシステム	児童生徒が学習するために必要な情報（画像や動画）を配信
アンケートシステム	インターネットを利用したアンケートを作成、実施、集計
コミュニケーションシステム	以下のそれぞれの機能を持つ
メール	イントラネット内での電子メール及びメールサーバシステムを活用しインターネットを介しての、電子メールの送受信
共有キャビネット	利用者全員が活用できる情報収納キャビネット
掲示板	それぞれの利用区分に応じ情報を掲示
Web更新システム	各学校随時Webページをブラウザ上で編集、更新

## 4 システムに接続できる機器

- (1) 教育委員会が設置する教育用コンピュータ及び周辺機器
- (2) 教育委員会が設置する事務処理用コンピュータ及び周辺機器
- (3) 参加事業推進のため、国及び県・市が設置するコンピュータ及び集権機器
- (4) 学校が独自に所有するコンピュータ及び周辺機器で、教育委員会の審査で認められたもの

※ 新規機器接続申請書を提出し、審査を受ける

## 5 ホーム（Web）ページの開設

- (1) 各小中学校においては、「開かれた学校」であるための一手段として、ホームページを開設するものとする。
- (2) 学校以外、市教育研究会等については、申請により管理責任者の承認を得て、本システムのWWWサーバ上にホームページを開設することができる。

## 6 遵守事項

本システムの利用にあたっては、「山形市教育情報ネットワークシステム管理運用の手引」及び「山形市立小中学校等におけるインターネットに接続する情報処理機器の管理運用に関する要綱」、「学校情報セキュリティポリシーガイドライン」を遵守すること。

# 適応教室「風」

電話番号：023-645-6182（直通）

## 1 適応教室「風」の目的

- (1) 信頼関係を基盤としたふれあいを通して、子どもの情緒の安定と自立を図り、生きる力を育み学校生活への復帰（再登校）を支援・援助する。
- (2) 保護者や学校との密接な連携を図りながら、子どもの自立を支援・援助する。

## 2 運営の方針

- (1) 日常生活の全てがカウンセリングであり、「生きる力」を育むという認識をもって諸活動を展開する。
- (2) 全てのスタッフがそれぞれの持ち味を発揮し、個に応じて適時リード・フォローし合い、子どもの指導・援助にあたる。
- (3) 多様で豊かな諸活動内容を準備し、子どもの意識の覚醒、興味・関心の喚起を図り、自己確立できるように支援する。
- (4) 通級生と信頼あるかかわりを築き、学校復帰を目指す。
- (5) 保護者、学校との連携を密にして通級生の学習や生活の自立を支援する。
- (6) 外部の協力や援助を有効に活用する。

## 3 通級までの手順

(1) 見学申し込み	① 保護者	→	学校	見学希望申し出
	② 保護者・学校	→	適応教室「風」	見学申し込み
(2) 見学	③ 本人・保護者	→	適応教室「風」	面接・「風」の説明、施設や活動の見学
(3) 連絡	④ 保護者	→	学校	見学の報告と入級希望連絡
	⑤ 学校	→	適応教室「風」	子どもの情報交換
(4) 仮通級	通級可能かどうか、一定期間通級			
	⑥ 適応教室「風」	→	学校	仮通級中の様子や通級の可否を報告
(5) 申請	⑦ 学校	→	本人・保護者	申請関係書類配付
	⑧ 保護者	→	学校	申請関係書類提出
	⑨ 学校	→	教育委員会	申請関係書類提出
(6) 許可・通級	⑩ 適応教室「風」	→	学校	口頭で入級許可（日付）連絡
	⑪ 学校	→	保護者	口頭で入級許可（日付）連絡

※詳細は、4月1日付け【「教育相談」及び「適応教室『風』」関係文書の送付と保存について（依頼）】参照

## 4 通級対象児童生徒

山形市立小中学校へ在籍していて不登校状態にあり、学校へは通学できないが、適応教室「風」であれば通級できる児童生徒。

ただし、以下の児童生徒については、要相談とする。（通級が難しい場合もある。）

- 小学校3年までの児童
- 特別な支援を要する児童生徒
- ほとんど個別に対応しなければならない児童生徒
- その他、他の通級生とのかかわりで、著しく悪影響を及ぼす児童・生徒

## 5 通級手段について

原則として、保護者の送迎、公共交通機関、徒歩のいずれかの方法とする。

# 山形市少年自然の家

## 「自然と人間の共生」をめざし、 豊かな人間性を育む生涯学習の場

住所：山辺町大字畑谷字板橋3725  
TEL643-8533 FAX643-8574  
サービスセンターTEL643-8633  
URL:<http://www.ymgt.ed.jp/shizennoie>  
E-mail:SHIZEN@ymgt.ed.jp

### 1 基本方針

- (1) 義務教育諸学校の児童生徒及び幼児が、自然の中での集団宿泊生活や野外活動を通し、心身ともに健全な人間性を育むために必要な支援並びに指導者への研修を実施する。
- (2) 市民が、「自然と人間の共生」をテーマに、生涯学習の場・環境先進都市山形を創るための環境学習の場として利用しやすい施設運営を心がける。

### 2 事業

- (1) 学校教育への支援……自然体験活動や学習活動への助言、指導者講習会、事前打ち合わせ会、情報ネットワークシステムを利用した助言 等
- (2) 社会教育の推進……社会教育団体の利用促進、野外活動センター事業の展開、ボランティア育成 等
- (3) 主催事業の展開……年間継続育成事業、短期育成事業、長期休業を利用した事業、親子や家族の交流をねらいとする事業、自然体験事業 等

### 3 施設の概要

#### (1) 本館施設

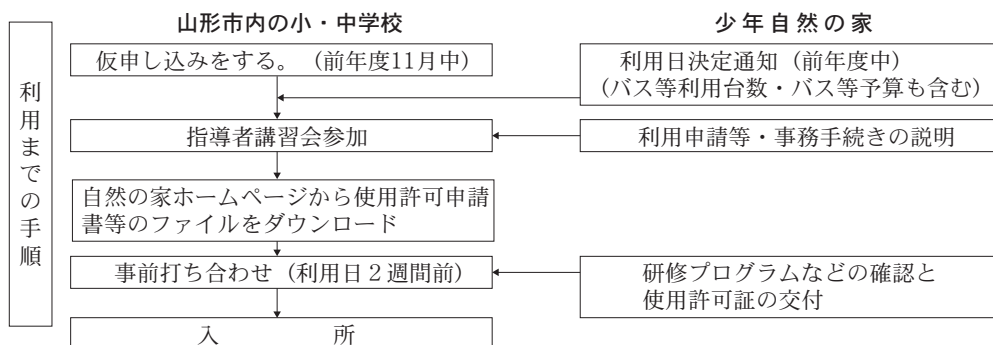
本館	管理棟	天体観測室（20cm屈折赤道儀天体望遠鏡）、プラネタリウム室、視聴覚室、学習室、研修室、保健室、浴室、食堂、事務室 等
	宿泊棟	洋式二段ベッド（216名収容可能）、打合室、指導員室、衣料庫 等
	体育棟	体育室、体育用具室、スキー乾燥室、放送室、工作室 等
生活体験の家		上段の間、二の間、中間、茶の間、昔の生活用具置場、土間 等
野外施設		本館炊飯場、本館営火場、冒険の森、フィールドアスレチック、プロジェクトアドベンチャー、駐車場、本館炊飯用具庫 等
荒沼キャンプ場		常設テント（40張 160名収容可能）、炊飯場、営火場、管理棟、バンガロー（5棟）、バイオマストイレ 等

#### (2) 野外活動センター施設

サービスセンター	ふれあい工房、ホール、森の食堂、インストラクタールーム 等
野外ステージ	ステージ、機械室、控え室、倉庫 等
野外施設	運動広場、スキー場、ラングラウフスキーコース、風の洞窟、いかだハーバー、眺望の砦、みはらし台、ピオトープの流れ 等
板橋沼キャンプ場	テントサイト（55ヶ所張 250名収容可能）、管理棟、屋根付広場 等

### 4 利用について

山形市少年自然の家は、小中学校関係団体をはじめとして、幼稚園・保育園や子ども育成会などの社会教育団体が利用できる。また、野外活動センターは市民を対象に開放している。



# 学校教育関係の主な日程

## 1 教育委員会の主な教職員研修事業

研修会名		期 日	対 象 ・ そ の 他
職 務 研 修	新採・転入教頭研修会	4/25	新採・転入教頭
	期限付教職員研修会	8/1	期限付採用講師
	初任者研修会	6/1、8/4	初任者研修該当教員
	中堅教諭等資質向上研修会①	6/22	中堅教諭等資質向上研修該当教員
	市主催体験研修（2日間）②③	②③長期休業中	
	教務主任研修会	6/23(小・中)、8/3・12/7(小)、7/5・12/1(中)	各校教務主任
	研究主任研修会	6/23	各校研究主任
	校内教育支援担当者会	5/11	各校教育支援担当者会
	理科主任研修会	6/1(小)、6/8(中)	各校理科主任
	給食主任研修会	4/4	各校給食主任
	情報教育主任研修会	5/11	各校情報主任
	救急蘇生法指導者講習会	5/25	各校安全主任
	小中体育主任等研修会	4/20	各校体育主任
	小中生徒指導担当者会	11/16	小中各校生徒指導担当者
小中教育相談担当者会	7/6	小中教育相談担当者	
就学時健康診断担当者会(小学校)	8/25	各校就学時健康診断担当者	
専 門 研 修	小学校外国語活動研修会	6/29	小中教員の希望者
	幼保小連携研修会	6/28	市内幼保小の希望者
	教育相談研修講座	7/6	小中教育相談担当者・希望者
	不登校を考える親の集い	6/24、10/28	保護者・教員の希望者
	特別支援教育研修会	5/18、7/27、8/4、1/25	各学校希望者1名以上
	言語指導事例研究会	7/19、2/15	言語通級指導担当者
	わくわく生き物講座	5/11	希望者
	野外観察講習会	7/28	希望者
	小学校理科実践講座	8/3(3・4年、5・6年)	各学年希望者1名以上
	理科授業づくり講座	10/26	希望者
	生活科・総合授業づくり講座	11/30	希望者
	情報教育講座①～④	6/22、7/28、8/4、11/9	希望者
	情報ネットワーク活用研修会	2/1	希望者
	情報ネットワーク説明会①②	4/13、4/27	希望者
学校体育研修会	6/15	体育主任等・希望者	
いのちの学習研修会	8/3、1/25	希望者	
少年自然の家指導者講習会①②③	4/20、8/17、11/10	各学校代表者	
生徒指導関係の主な会議			
中学校生徒指導連絡会①～⑦	4/18、6/6、7/4、9/5、11/7、12/5、2/6	各中学校生徒指導主事	
小学校生徒指導連絡会	6/22、1/18	各小学校生徒指導主任	

※職務研修については、対象者の全員参加を原則とします。

## 2 教育委員会の計画訪問校

山形市立東小学校	6月27日(火)
山形市立蔵王第一中学校	7月3日(月)
山形市立滝山小学校	7月11日(火)
山形市立大郷小学校	9月14日(木)
山形市立村木沢小学校	10月17日(火)
山形市立第五小学校	10月23日(月)
山形市立蔵王第三小学校・蔵王第二中学校	11月1日(水)
山形市立みはらしの丘小学校	11月14日(火)

## 3 村山教育事務所計画指導訪問

山形市立第六中学校	6月27日(火)
山形市立本沢小学校	9月20日(水)
山形市立明治小学校	11月7日(火)

## 4 教育委員会の研究委嘱校

平成29年度公開研究発表会

<小学校> 10月4日(水)

<中学校> 10月11日(水)

<平成27~29年度(公開研究発表校)>

山形市立第六小学校 学習指導 市委嘱

山形市立楯山小学校 学習指導 市委嘱

山形市立高瀬小学校 健康教育 市委嘱

山形市立第四中学校 学習指導 市委嘱

<平成28~30年度>

山形市立金井小学校 学習指導 市委嘱

山形市立宮浦小学校 学習指導 市委嘱

山形市立第三中学校 学習指導 市委嘱

<平成29~31年度>

山形市立第四小学校 学習指導 市委嘱

山形市立第八小学校 学習指導 市委嘱

山形市立出羽小学校 学習指導 市委嘱

山形市立第二中学校 学習指導 市委嘱

# 平成29年度 主要事業年間計画

平成29年3月15日現在

4 月			5 月				
日	曜	市教委等	県／事務所／その他	日	曜	市教委等	県／事務所／その他
1	土			1	月		管内市町教委生指担当者会① 学力向上担当者会①
2	日			2	火		管内教育長会議①
3	月	辞令交付式	辞令交付式 初任者研修オリエンテーション 長期研修(前期)入所式 県中校長会幹事会①	3	水	憲法記念日	
4	火	市中校長会幹事会 給食主任研修会 学校給食パート職員研修会 教科用図書給与事務担当者会	管内初任研拠点校指導教員連絡協議会① 管内初任研実施校校長等連絡協議会① 管内中堅教諭等資質向上研修実施校校長等連絡協議会 管内栄養教諭・養護教諭初任研実施校校長等連絡協議会 県連小計監査 県連小幹事会① 県中校長会会計監査	4	木	みどりの日	
5	水	市教育相談員・特別支援指導員配置校打合せ		5	金	こどもの日	
6	木	日本語習熟支援担当者会 養護教諭執務説明会		6	土	自然の家 ボランティアスタッフセミナー(～7日) おもしろ実験教室①	
7	金		学校体育・保健・食育担当指導主事会	7	日		
8	土	小学校入学式(午前) 中学校入学式(午後) 山商入学式(午後)		8	月		緊急学校支援員連絡協議会 中・特初任者研修②(～9日) 新規採用養護教諭研修②(～9日) 新規採用栄養教諭研修②(～9日)
9	日			9	火	市小教頭会幹事会	
10	月		全県指導主事等会議(県セ)	10	水	自然の家 キャンプ場オープン 市中体連専門部副部長会 市小教研①	特別支援連携協議会 小初任者研修②(～11日) 県理セ協議会総会 小中学校体育経営研修①(～11日)
11	火	市中校長会議 市小教頭会幹事会		11	木	校内教育支援担当者会 特別支援就学奨励費事務担当者会 幼保小連絡協議会 わくわく生き物講座 情報教育主任研修会	にこにこ相談連絡協議会 管内人事事務担当者会① 管内校長会代表者会① 県連小幹事会③ 県小中合同対策委員会① 県中校長会幹事会③
12	水	市中体連一斉専門部会・常任理事会 市小校長会議	管内主管課長等会議①	12	金	市小校長会議 市P連理事会①	山形県市町村教委指導主事協議会 新採教頭・教員倫理研修(前期)
13	木	適応教室始業式 市計画訪問実施校打合せ 市小体連理事会① 市小教研幹事会① 理科センター事務局員研修会 情報ネットワーク説明会①	県連小幹事会② 東北連小山形大会正副部長会①	13	土	サイエンスキッズ①	
14	金	市幼中高校長会議 言語通級担当者説明会	小・中・特中堅教諭等資質向上研修全体研修 I 中堅養護教諭・栄養教諭等資質向上研修① 管内市町教委特支・教支担当者研修会 県中校長会幹事会②	14	日		
15	土	市中学校駅伝競走大会		15	月	市中教研 I 群半日研	
16	日			16	火	市中校長会幹事会	特支学級新任基礎研修【前期】(～17日)
17	月	市中学校 代休	SC連絡会議	17	水		県中校長会研究協議会打合せ
18	火	市小校長会幹事会 中学校生徒指導連絡会①	全国学力・学習状況調査 県学力等調査	18	木	特別支援教育研修会① 理科教育センター運営委員会① 市教育研究所運営委員会① 市実務者会議②	新採校長研修・学校経営研修(～19日) 初任研拠点校指導教員等連絡協議会② 管内臨時教員等研修会①-1 東北連小山形大会正副部長会②
19	水	市小教研理事・評議員会① 市中体連理事会①	小・中・特初任者研修① 新規採用養護教諭・栄養教諭研修①	19	金	市中教頭会議 市小教頭会議 市P連総会	村山地区特別支援連携協議会① 管内臨時教員等研修会①-2 東北連小理事会①
20	木	研究委嘱校研究主任会 自然の家 夏期指導者講習会 体育主任等研修会 市実務者会議①	県中校長会理事会①	20	土		
21	金	市中教頭会議 市小教頭会議	市町村就学担当者会 県連小理事会①	21	日	自然の家 指導者講習会(子ども会等)	
22	土			22	月		
23	日			23	火	中教研理事評議員会	通級指導教室新担当教員基礎研修(～24日) 授業づくりの基礎講座(～24日) 学習指導力向上研修会① スポーツ施設(プール等)安全管理講習 全連小理事会・総会(～24日) 全日中理事会①
24	月		教育マイスター推進事業ベーシック研修① 探究型学習推進協議会①	24	水	中教研 II 群半日研 教育委員会会議②	栄養教諭・学校給食栄養士会村山地区研修会 全日中総会(～25日)
25	火	新採・転入教頭研修会	スクールワーク・コーディネーター連絡協議会 県小中合同対策幹事会①	25	木	市教育支援相談員打合せ 言語指導担当者会 救急蘇生法指導者講習会 市小校長会幹事会	特支学級新任基礎研修【後期】(～26日) 東北連小山形大会拡大研究部会 山大附属中公開研(～26日)
26	水	市中体連常任理事会	英語教育推進事業連絡協議会①	26	金	学習センター運営協議会①	
27	木	教育委員会会議① 市教育相談員研修会 栄養教諭研修会① 情報ネットワーク説明会②	新任指導主事研修会(～28日) 東北連小山形大会拡大実行委員会	27	土	おもしろ実験教室② 自然の家 少年団①(～28日)	
28	金			28	日		
29	土	昭和の日		29	月		
30	日			30	火		ネットワーク型研修会開講式 管内教職員評価に係る第1回評価者研修会
				31	水	市中校長会議	教育相談員等研修会① 県教育研究所選考委員会 村山管内学校事務連絡会

主要事業・年間計画

6 月			7 月				
日	曜	市教委等	県／事務所／その他	日	曜	市教委等	県／事務所／その他
1	木	市教委主催初任研① 小学校理科主任研修会	県通連第1回理事会 外国語活動指導力向上研修会①	1	土	自然の家 キッズキャンプ②(～2日) おもしろ実験教室③	
2	金		県中学校長会理事会② 県中学校長会協議会 山形大学附属幼稚園公開研究会	2	日		
3	土	自然の家 親子お泊まり体験教室(～4日)		3	月	計画訪問(蔵王一中)	村山地区特別支援教育研修会 新規採用養護教諭研修③(～4日) 東北連小山形大会事務局会②
4	日			4	火	市中校長会議 市小教頭会幹事会 小学校上学年音楽鑑賞教室(～7日) 中学校生徒指導連絡会③	探究型学習を支える学級経営講座 養護教諭5年①・中堅養護教諭等資質向上研修② 東北連小山形大会準備会
5	月		巡回相談員養成研修会① 学校組織マネジメント研修会	5	水	市中教務主任研修会①	探究型学習推進講座Ⅰ【前期】 小学校体育授業づくり講習会 東北連小山形大会レセプション
6	火	中学校生徒指導連絡会② 市中生徒指導主事等研修会① 市小学校陸上運動記録会		6	木	小中教育相談担当者会・教育相談研修講座	探究型学習推進講座Ⅰ【後期】 初任研事務所授業研究研修① 東北連小山形大会(～7日)
7	水	市小学校陸上運動記録会予備日 市小教頭会幹事会 市中授業力向上委員会①	東北連小教育課程委員会①	7	金	県大会出場監督激励会	児童生徒の主体性・協働性を育む教育相談講座 管内市町教委学校教科書事務担当者会 県中学校長会生徒指導四者連絡協議会
8	木	中学校理科主任研修会	初任研事務所課題研究研修① 山形県栄養教諭・学校栄養士等研修会	8	土	自然の家 少年団②(～9日) サイエンスキッズ③	
9	金	市小校長会議	JET事業担当者会議 管内特別支援コーディネーター養成研修会 東北中副会長会	9	日	市P連研修大会	
10	土	健康教室 サイエンスキッズ② 子ども天文教室		10	月		JET勤務終了式
11	日	自然の家 プラネタリウム一般公開①		11	火	計画訪問(滝山小) 市中教頭会議	
12	月		管内中堅教諭等資質向上研修教育事務所研修①	12	水		探究型学習推進講座Ⅱ-A 県小中合同対策委員会② 県小中合同対策委員会幹事会③ 県中学校長会幹事会④
13	火	市中教頭会議 小学校下学年音楽鑑賞教室(～16日)	管理職危機対応講座【前期】	13	木		探究型学習推進講座Ⅱ-B 特別支援授業力アップ講座
14	水		いじめ不登校未然防止対策推進事業村山地区協議会① 県理せ協議会事務局員研修会	14	金	市小校長会議	県教育課程推進協議会 学校運営基礎講座
15	木	学校体育研修会 市実務者会議③	県連小幹事会④ 東北連小山形大会正副部長会③ 山形大学附属小学校公開研究会(～16日)	15	土		吹コン村山地区大会
16	金	市小教頭会議(全日研) 市いじめ問題対策連絡協議会		16	日		吹コン村山地区大会
17	土	市中総休(～18日)		17	月	海の日	科学の甲子園事前講習会
18	日			18	火	教育支援相談会① 小体連水泳スポーツ教室(～19日)	探究型学習推進講座Ⅱ-C
19	月	市中学校 代休(～20日)		19	水	教育支援相談会② 言語指導事例研①	英語ステップアップセミナー 管内教育相談員等研修会①
20	火	市小校長会幹事会	通級指導(LD,ADHD)担当者連絡協議会① 管内主管課長等会議②	20	木	適応教室終業式 市小学校水泳記録会 市実務者会議④	探究型学習推進講座Ⅲ【前期】
21	水	市小教研②	管内市町教委生指担当者会② 栄養教諭5年研修①中堅栄養教諭研修	21	金	市小学校水泳記録会予備日	県中総休(～24日)
22	木	市教委主催中堅教諭等研 小学校生徒指導連絡会① 小なかよし宿泊学習(～23日) 情報教育講座①	小5年経験者研修 県小中合同対策幹事会②	22	土	自然の家 森の昆虫見つけ隊① サイエンスキッズ④	
23	金	市教務主任・研究主任研修会 市P連理事会②	中5年経験者研修	23	日	自然の家 森の昆虫見つけ隊②	
24	土	自然の家 キッズキャンプ①(～25日) 不登校を考える親の集い①		24	月		県新教育課程説明会
25	日			25	火	市小教頭会議	IH(バレー:スボセン)(～8/1)
26	月			26	水	東北・全国大会出場選手・監督激励会	
27	火	計画訪問(東小) 市中校長会幹事会	事務所計画訪問(第六中) 中・高体育実技指導者講習会(～28日)	27	木	教育委員会会議④ 特別支援教育研修会② 市教育相談員研修会	幼・小・中・特中堅研全体研修Ⅱ(～28日) 中堅養護教諭・栄養教諭等資質向上研修③(～28日) 全国国立公立幼稚園・こども園教育研究協議会(～28日)
28	水	中養護教諭研修会 幼保小連携研修会	県小中学校教育研究会理事会	28	金	野外観察講習会 市P連理事会③ 情報教育講座② 市中主任等研修会	県学校事務研究協議会 夏季研修
29	木	教育委員会会議③ 市小外国語活動研修会	合理的配慮普及促進セミナー(村山・置賜)(県七) 東北中学校長会研究大会(～30日) 東北連小山形大会事務局会①	29	土	自然の家サマーキャンプ(～30日) 夏休み理科研究相談会	吹コン県大会(～31日)
30	金		UD授業づくり講座	30	日	自然の家森の昆虫見つけ隊③	
				31	月		村山地区教育課程研究協議会



8 月				9 月			
日	曜	市教委等	県／事務所／その他	日	曜	市教委等	県／事務所／その他
1	火	期限付教職員研修会 市中校長・教頭合同研修会	小・特(小)初任者研修③	1	金		管内教育長会議②
2	水	市小教研③ 市中教研Ⅱ群一日研 小・中学校事務部会半日研修	全国公立学校教頭会埼玉大会(～4日) 中・特(中)初任者研修③	2	土		
3	木	市小主任等法規研修会(午前) 市小教務主任研修会①(午後) いのちの学習研修会① 小学校理科実践講座	特支学級教育課程研修会(村山・置賜) 県連小幹事会⑤ 東北中東進大会(～5日)	3	日		
4	金	特別支援教育研修会③・市教委主催初任研② 栄養教諭研修会② 市小校長会幹事会 情報教育講座③	山形県養護教諭夏季研修会 県小中経営懇談会 県小中合同生徒指導委員会	4	月		
5	土	自然の家 少年団③(～6日)	IH(新体操:スボセン)(～13日)	5	火	中学校生徒指導連絡会④ 市中校長会議 市小教頭会幹事会	全県指導主事研究協議会②
6	日			6	水	市小教研④ 市中教研Ⅰ群一日研	ダンス指導者講習会
7	月			7	木	児童生徒理科研究作品展審査会	
8	火		初任研宿泊研修(～10日) 教職2年次履修研修【村山地区】 新規採用養護教諭研修④(～9日) 新規採用栄養教諭等研修③(～10日)	8	金	市小校長会議 児童生徒理科研究作品展(～10日)	心に響く道徳授業づくり講座
9	水	理科センター事務局員現地研修会(～10日)	Nコン県大会(中)	9	土		県中学校駅伝大会 吹コン東北大会(小)(～10日)
10	木		通級による指導(LD,ADHD)担当者連絡協議会②(県セ) 東北連小山形大会拡大事務局会 Nコン県大会(小・高)	10	日	自然の家 秋祭り(プラネ公開②) 児童生徒理科研究作品展表彰式	
11	金	山の日		11	月		
12	土			12	火		管内主管課長等会議③
13	日			13	水		道徳及びいのちの教育推進協議会①
14	月	小中学校閉校奨励日(～16日)		14	木	計画訪問(大郷小)	初任研事務所授業研究研修②
15	火			15	金	市小教頭会議 市小校長会幹事会	学力向上担当者会② いじめ不登校未然防止対策推進事業村山地区協議会②
16	水			16	土		
17	木	自然の家 秋期指導者講習会		17	日		
18	金	市中体連専門部副部長会	医療的ケア担当者等研修会 管内市町教委教科書事務担当者会	18	月	敬老の日	
19	土			19	火	自然の家 荒沼キャンプ場閉鎖 市中教頭会議	
20	日		全日本合唱コン県大会	20	水		事務所計画訪問(本沢小)
21	月	市総合学習センター空調工事3階(～9/12)		21	木	教育委員会会議⑥ 劇団四季 ころの劇場(午前・午後) 市実務者会議⑥	管内教職員評価に係る第2回評価者研修会
22	火			22	金		県連小幹事会⑥
23	水		新規来日JETオリエンテーション(～25日)	23	土	秋分の日 市中新人大会(～24日) 市中文連科学教室	
24	木	教育委員会会議⑤ 教育支援委員会① 小中養護教諭研修会 市実務者会議⑤	管内臨時教員等研修会② 教育山形「さんさん」プラン推進WG	24	日	自然の家 板橋キャンプ場閉鎖	
25	金	就学時健康診断担当者会 適応教室始業式	県連小理事会② 日本PTA全国研修大会仙台大会(～26日) 県中校長会幹事会⑤	25	月	中学校 代休(～26日)	
26	土	サイエンスキッズ⑤	吹コン東北大会(～27日)	26	火		新規採用栄養教諭等研修④
27	日			27	水	適応教室秋合宿(～29日)	チームリーダーのためのファンリテーション基礎講座
28	月			28	木	市中校長会幹事会	管理職危機対応講座【後期】 初任研事務所課題研究研修②
29	火	教育支援委員会② 市中校長会幹事会	探究型学習推進講座Ⅱ-D	29	金		長期研修(前期)修了式 全日本合唱コン東北大会(～10/1)
30	水		新採教頭・教員倫理研修【後期】	30	土	自然の家 少年団④(～1日) おもしろ実験教室④	
31	木		教育マイスター推進事業ベーシック研修② 探究型学習推進協議会② フォローアップ研修サテライト講座				

10 月			11 月		
日 曜	市教委等	県／事務所／その他	日 曜	市教委等	県／事務所／その他
1 日	自然の家 少年団④ 第5回山形まるごとマラソン	科学の甲子園ジュニア県2次予選	1 水	計画訪問(蔵王三小・二中)	ICTを活用した授業づくり講座【前期】 県連小幹事会⑦
2 月		長期研修(後期)入所式	2 木	教育支援相談会③ なかよし作品展搬入	ICTを活用した授業づくり講座【後期】 初任研教育事務所授業研究研修④ 県中校長会幹事会⑦ 県小中経営学習会
3 火	市中校長会議	フォローアップ研修サテライト講座	3 金	文化の日	
4 水	市委嘱公開研(六小、楯山小、高瀬小) 中養護教諭研修会		4 土	おもしろ実験教室⑤	
5 木	市民合同音楽祭実行委員会 市四者生徒指導連絡会	管内教育長会議③ 小初任者研修④(～6日)	5 日	自然の家 プラネタリウム一般公開③	
6 金	市小校長会議		6 月	市中音楽鑑賞教室(～10日) なかよし作品展(～10日)	
7 土			7 火	市中校長会議 市小教頭会幹事会 中学校生徒指導連絡会⑤ 教育支援相談会④	事務所計画訪問(明治小)
8 日	第10回山形市民スポーツフェスタ		8 水	中学校養護教諭研修会 教育支援相談会⑤ 市小校長会議	
9 月	体育の日		9 木	行事調整会議① 教育支援相談会⑥ 情報教育講座④	管内中堅教諭等資質向上研修教育事務所研修① 県学校保健研究大会 東北地区小中学校教頭会福島大会(～10日)
10 火		管内校長会代表者会② 巡回相談員養成研修会②	10 金	教育支援相談会⑦ 自然の家 冬期指導者講習会 なかよし作品展搬出	東北小生活科総合北村山大会
11 水	市委嘱公開研(第四中) 市小教頭会幹事会	新規採用養護教諭・栄養教諭等研修⑤(～13日) 養教・実教5年②、中堅養教・実教資質向上研修④(～12日) 小学校プログラミング教育実践講座	11 土		やまがた教育の日
12 木		中・特初任者研修④(～13日) 県障がい児教育支援委員会① 全道小研究協議会佐賀大会(～13日) 県中校長会幹事会⑥	12 日		
13 金	子ども造形展審査会 市P連理事会④ PTA教育懇談会	管内5年研事務所研修	13 月		山形市立第五中学校公開授業 (探究型学習推進プロジェクト)
14 土		東日本吹大会(～15日)	14 火	計画訪問(みはらしの丘小) 教育支援相談会⑧ 市中教頭会議	県中校長会理事会議③
15 日			15 水	市中生徒活動発表会(保・理・英) 市小教研⑤ 市中体連常任理事会	複式学級担任基礎講座
16 月			16 木	教育委員会会議⑨ 小中生徒指導担当者会 市学校保健大会 子ども造形展搬入 市実務者会議⑩	探究型学習推進講座Ⅲ【前期】 初任研事務所授業研究研修⑤ 東北連小山形大会正副部長会④
17 火	計画訪問(村木沢小)		17 金	子ども造形展(～22日) 市小教頭会議	山形市立第三小学校公開授業 (探究型学習推進プロジェクト) 県連小理事会⑤ 東北音研プレ大会
18 水		全日中理事会②	18 土	子ども造形展表彰式	
19 木	市民合同音楽祭(～21日) 市実務者会議⑦	初任研教育事務所授業研究研修③ 全日中東京大会(～20日)	19 日		
20 金		県小中学校教頭会研究大会 東北連小教育課程・対策合同委員会	20 月		
21 土	自然の家 少年団⑤(～22日)	県新人ブロック大会 吹コン全国大会(～22日) 県P研修大会	21 火	市小校長会幹事会 市中生徒指導主事等研修会②	フォローアップ研修アフタヌーン講座(特支援)
22 日		科学の甲子園県大会	22 水	市中生徒活動発表会(生・メ・給) 子ども造形展搬出 市中体連専門部副部長会・強化委員会 小学校児童理科研究発表会 旧東南村山地区中校長会連絡会	
23 月	計画訪問(第五小)	教育相談員等研修会②	23 木	勤労感謝の日	
24 火	市中校長会幹事会 市小校長会幹事会	学習指導力向上研修会② フォローアップ研修アフタヌーン講座(ESD)	24 金	教育支援委員会③ 市P連理事会⑤	管内市町教委生指担当者会③
25 水	市小学校吹奏発表会	フォローアップ研修アフタヌーン講座(情報教育)	25 土	親子科学あそび教室② 進路選択支援教室(適応教室)	
26 木	教育委員会会議⑦ 市小中書き初め展実行委員会 理科授業づくり講座	通級指導(LD ADHD)担当者連絡協議会② フォローアップ研修アフタヌーン講座(協調学習)	26 日		
27 金	市小教頭会議 小中合同教頭研修会	管内高校生入選実施要項説明会 フォローアップ研修アフタヌーン講座(総合学習) 東北連小会長会議	27 月		
28 土	親子科学あそび教室① 不登校を考える親の集い②		28 火	市中校長会幹事会	
29 日	自然の家 親子そば打ち道場 市P連ソフトボール大会		29 水	市中授業力向上推進委員会②	JETプログラム指導力等向上研修(～30日)
30 月		管内人事事務担当者会②	30 木	教育支援委員会④ 栄養教諭研修会③ 生活科・総合授業づくり講座 就学援助事務担当者会	英語教育推進事業連絡協議会② 初任研事務所課題研究研修③
31 火	市教育懇談会	管内小・中学校長会議			
			歯科保健研修会		

12 月				1 月			
日	曜	市教委等	県／事務所／その他	日	曜	市教委等	県／事務所／その他
1	金	市中教務主任研修会②	科学の甲子園Jr全国大会(～3日)	1	月	元旦	
2	土	おもしろ実験教室⑥		2	火		
3	日			3	水		
4	月			4	木	市名刺交換会	
5	火	中学校生徒指導連絡会⑥ 市中校長会議 市小教頭会幹事会	学習指導力向上研修会③ 県中校長会歴代会長会	5	金	自然の家 スキー場オープン 市中校長会幹事会	
6	水		管内教育相談員等研修会②	6	土		
7	木	市小教務主任研修会② 小中養護教諭研修会 理科センター事務局員研修会		7	日	市成人の祝賀会	
8	金	市小校長会議		8	月	成人の日	
9	土			9	火		
10	日			10	水	市小教研⑥	
11	月			11	木	市小教頭会幹事会 市中校長会議	
12	火	市中教頭会議		12	金	適応教室始業式 教育支援委員会⑤ 市小校長会議	道徳及びいのちの教育推進協議会②
13	水		県障がい児教育支援委員会②	13	土	自然の家 少年団⑥(～14日) おもしろ実験教室⑦	アンコン県大会(中)
14	木	市教育相談員研修会		14	日		アンコン県大会(小)
15	金	適応教室終業式 市小教頭会議		15	月		
16	土		アンコン地区大会(中)	16	火	市中教頭会議	
17	日		アンコン地区大会(小)	17	水	行事調整会議②	県小中合同対策幹事会④ 県中校長会幹事会⑧
18	月			18	木	教育委員会会議⑩ 市小生徒指導連絡会② 市実務者会議⑩	
19	火	市小校長会幹事会		19	金	市小学教頭会議	県連小幹事会⑧ 全日中理事会③
20	水			20	土		
21	木	教育委員会会議⑨ 市実務者会議⑨		21	日		
22	金			22	月		
23	土	天皇誕生日 自然の家 スノーキャンプ(～24日)		23	火	市小校長会幹事会	
24	日			24	水		
25	月			25	木	特別支援教育研修会④ いのちの学習研修会②	
26	火	教育支援相談会⑨	新規採用養護教諭・栄養教諭等研修⑥(～27日)	26	金		外国語活動指導力向上研修会② 東北連小山形大会事務局会③
27	水			27	土	親子科学あそび教室③	
28	木		小・中初任者研修⑤	28	日		
29	金			29	月		東北中学校スキー大会(～31日)
30	土			30	火		
31	日			31	水		ALT地区別研修会(村山)

2 月			3 月				
日	曜	市教委等	県／事務所／その他	日	曜	市教委等	県／事務所／その他
1	木	情報ネットワーク活用研修会	管内教育長会議④	1	木	市小教頭会幹事会	
2	金	教育委員会会議⑪ 教職員褒賞式	小中学校体育経営研修② 東北連小理事会③ 東北中理事会	2	金		
3	土	自然の家 キッズキャンプ③(～4日) おもしろ実験教室⑧		3	土	山商卒業式	
4	日			4	日	自然の家 スキー場最終日	
5	月			5	月	市スワンヒル短期交換留学派遣激励会	
6	火	市中校長会幹事会 中学校生徒指導連絡会⑦ 市小中書き初め展審査会 市小教頭会幹事会	管内校長会代表者会③	6	火		
7	水			7	水	市教育相談員研修会	
8	木	学習センター運営協議会②		8	木		
9	金	市小校長会議	県連小幹事会⑨	9	金	市小校長会議	
10	土	親子科学あそび教室④		10	土		公立高校入試
11	日	建国記念の日	アンコン東北大会	11	日		公立高校入試(適性検査)
12	月	振替休日		12	月		
13	火	幼保小連絡協議会常任理事会	県中校長会理事会④	13	火	適応教室終業式	
14	水	理科教育センター運営委員会② 市教育研究所運営委員会② 市小体連理事会② 中養護教諭研修会 市中体連常任理事会	村山地区特別支援連携協議会②	14	水		
15	木	教育委員会会議⑩ 市小教研幹事会理事・評議員会② 言語指導事例研② 市実務者会議⑪ 適応教室冬合宿	教育マスター推進事業ベーシック研修③ 探究型学習推進協議会③	15	木	市実務者会議⑩	
16	金	市中教頭会議 市小教頭会議	管内学校教育主管課長等会議④ 管内指導主事研修会	16	金	中学校卒業式	
17	土			17	土		公立高校合格発表
18	日			18	日	小学校卒業式	
19	月			19	月	市スワンヒル短期交換留学派遣(～29日)	
20	火	市小校長会幹事会 市中校長会議		20	火		
21	水	市中体連理事会②	学力向上担当者会③ 県首連第2回理事会	21	水	春分の日	
22	木	日本語習熟支援担当者会② 小養護教諭研修会	特別支援連携協議会②	22	木	教育委員会会議⑬ 市小校長会幹事会	
23	金	文化活動優秀児童生徒市長褒賞式 市小中書き初め展搬入	学習指導力向上研修会④ 県連小理事会④	23	金	市小教研会計監査 市中校長会幹事会	初任研実施校説明会(30年度) 県連小幹事会⑩
24	土	自然の家 少年団⑦(～25日) 市小中書き初め展(～26日) 親子科学あそび教室⑤		24	土		
25	日			25	日		
26	月			26	月		
27	火			27	火		
28	水	市P連理事会⑥		28	水	小学校お別れ会	
				29	木	市小校長会幹事会 市小校長会議	
				30	金		長期研修(後期)修了式 退職辞令交付式 永年勤続者表彰式
				31	土		
精神科校医研修会 市中スキー大会							

# 山形市民の歌

神保光太郎 作詞  
山形大学教育学部音楽科 作曲

**Marcia in religioso** (敬虔なる行進調) *mp*



1. ひ



んも がい しで には ざか おー をの のぞ みり にや  
に いは え る はる あ じょ た うら し ほい みりち と



しま ので そらく らやは がっ さう んは よめ およた はいこ  
ど しろ く は せ い さ んの ゆめ た こ



るそ ーをい まそ つとり ひとみ はも え て なち わわ  
の ーみ の のり に ほ ん のい のち わ

**e marc.** (親愛をこめて, しかもはっきりと) **sostenuto** [(のびやかに)]



れらほこる やまがたしみん ひか りはここー  
れらほこる やまがたしみん ひか りはここー  
れらほこる やまがたしみん ひか りはここー



**f marcato** (きっぱりと) *Fine*

にに やや まま がた はう つら つの とと しし 2.お  
にに やや まま がた はう つら つの とと しし 3.ひ

## 山形市民の歌

神保光太郎 作詞  
山形大学 教育学部音楽科 作曲

3  
陽に映える 新しい道  
とどろくは 生産の歌  
この稔り 日本いのち  
われら誇る 山形市民  
光はここに 山形  
遅ましの都市

2  
おもいでは 霞城のほとり  
山寺や 芭蕉の夢よ  
いそいそと 摘むは紅花  
われら誇る 山形市民  
光はここに 山形  
美わしの都市

1  
ひんがしに 蔵王を望み  
西の空 月山は呼ぶ  
春を待つひとみはもえて  
われら誇る 山形市民  
光はここに 山形  
深淵の都市

### 山形市民の歌

山形市を中心とした町村合併が昭和29年から31年にかけて行われ、面積において旧市の約20倍、人口においては約2倍になった。これを記念して、全市民の愛唱歌として、また、新しい山形市民であることの意識の高揚を図るために、昭和32年11月7日に制定された。

作詞は神保光太郎、作曲は山形大学教育学部音楽科による。

---

---

平成29年3月発行

**山形市教育委員会**

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

Tel 023-641-1212

Fax 023-641-2531

---

---